

第二期磐田市子ども・子育て支援事業計画

(案)

令和2年2月 磐田市

目次

第1章 計画策定にあたって

1 近年の国の少子化対策.....	1
2 策定の趣旨.....	2
3 計画の位置づけ.....	3

第2章 磐田市の現状と課題

1 磐田市の現状.....	5
1-1 統計資料から見る磐田市の現状（まとめ）.....	16
2 子育て支援の状況.....	17
3 第一期計画の取り組み状況.....	24
4 現状から見える磐田市の課題.....	26

第3章 基本構想

1 基本目標.....	27
2 基本的な考え方.....	28
3 子育てのまち行動指針.....	29
4 行動指針の体系.....	29

第4章 行動計画

行動指針1 乳幼児期における質の高い教育・保育を提供するための体制づくり.....	33
行動指針2 家庭、地域、関係機関が連携した子育て支援の体制づくり.....	35
行動指針3 母親と子どもの健康保持増進のための支援の充実（母子保健計画）.....	38
行動指針4 支援を必要とする子どもや保護者へのきめ細かな取組の推進.....	41
行動指針5 健やかな成長を目指す乳幼児期から中学校までの教育・保育の充実.....	46
行動指針6 子育てに適した、人に優しく温もりのあるまちを創るための環境の整備・改善.....	49
行動指針7 子育てに向き合うことができる就労環境及び家庭生活の実現.....	51

第5章 計画の目標値等

1 磐田市の将来の人口推計	52
2 教育保育・提供区域の設定.....	55
3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の考え方.....	56
4 幼児期の教育・保育量の見込みと提供体制の確保.....	58
5 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保.....	61

第6章 計画推進に向けて

1 事業計画の周知	69
2 事業の評価と行動計画の見直し.....	70
3 磐田市子ども・子育て会議.....	70

資料編

1 アンケート調査結果抜粋	
I 調査概要.....	71
II 子育てをめぐる現状と課題.....	72
III 子育て環境及び施策に対する思い.....	81
2 用語の解説.....	82

第1章 計画策定にあたって

1 近年の国の少子化対策

平成24年、「子ども・子育て関連3法^{※1}」が制定され、これに基づき「子ども・子育て支援新制度」が本格施行されました。

子ども・子育て支援新制度では、必要とする全ての家庭が利用できるように支援の量の拡充と、子どもたちがより豊かに育っていけるように支援の質の向上という、支援の量と質の確保を両輪とすることを目的に、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」及び「地域における子ども・子育て支援の充実」の3つを柱として掲げています。また、当初平成26年度までの時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」も10年間延長され、「切れ目のない子ども・子育て支援」を行うこととなりました。

子ども・子育て支援新制度の施行以後も、国は子育てを取りまく環境（少子高齢化、女性の就労率の上昇、それに伴う保育ニーズの増加、労働者の長時間労働など）を改善・支援するために、「ニッポン一億総活躍プラン^{※2}」（平成28年～）の策定、「働き方改革実行計画^{※3}」（平成29年～）の策定、「子育て安心プラン^{※4}」（平成29年～）の公表、「新しい経済政策パッケージ^{※5}」（平成29年～）の策定など、様々な取り組みを始めています。

※1）「子ども・子育て関連3法」

「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第66号）、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）の3つの法律を指す。

※2）「ニッポン一億総活躍プラン」（首相官邸ホームページより）

我が国の構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けて、平成28年6月2日に閣議決定された。

※3)「働き方改革実行計画」(内閣府ホームページより)

「ニッポン一億総活躍プラン」において、一億総活躍社会に向けた最大のチャレンジと位置付けられた働き方改革については、働き方改革の実現を目的とする実行計画の策定等に係る審議に資するため、2016年9月より、内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」が開催された。時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現などによる非正規雇用の処遇改善等をテーマに討議が行われ、2017年3月に「働き方改革実行計画」が取りまとめられた。

※4)「子育て安心プラン」(内閣府ホームページより)

25歳から44歳の女性就業率の上昇や、保育の利用希望の増加が見込まれることから、2018(平成30)年度から2022(令和4)年度末までに女性就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することを掲げている。

※5)「新しい経済政策パッケージ」(内閣府ホームページより)

少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、政府は2017年12月8日に閣議決定された。「人づくり革命」と「生産性革命」を車の両輪としており、このうち、「人づくり革命」については、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化など、2兆円規模の政策を盛り込み、子育て世代、子供たちに大胆に政策資源を投入することで、社会保障制度を全世代型へと改革することとした。

2 策定の趣旨

平成27年度からスタートした「第一期磐田市子ども・子育て支援事業計画」は平成31年度(令和元年度)をもって計画期間が満了します。第一期計画では、「子育ては家庭から」という考えを第一義としながらも、市全体で「質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大」、「地域・社会における子育て支援」に向けた施策を実施してきました。そして、「子育てなら磐田」と誰もが実感できるようにしていくため、計画を推進してきました。

今般策定する「第二期磐田市子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という)では、第一期計画での施策・確保方策を継承し、より発展させることで、本市の「切れ目のない子ども・子育て支援」の実施をさらに推進してまいります。

本市で子育てする市民の皆様が、安心して子育てをすることができると実感し、本市に住んでよかったと思っただけの施策を、これから一層広い観点を持って、よりきめ細やかに実施していきます。

3 計画の位置づけ

(1) 計画の根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画であり、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく市町村行動計画としての位置づけも含む計画として策定します。

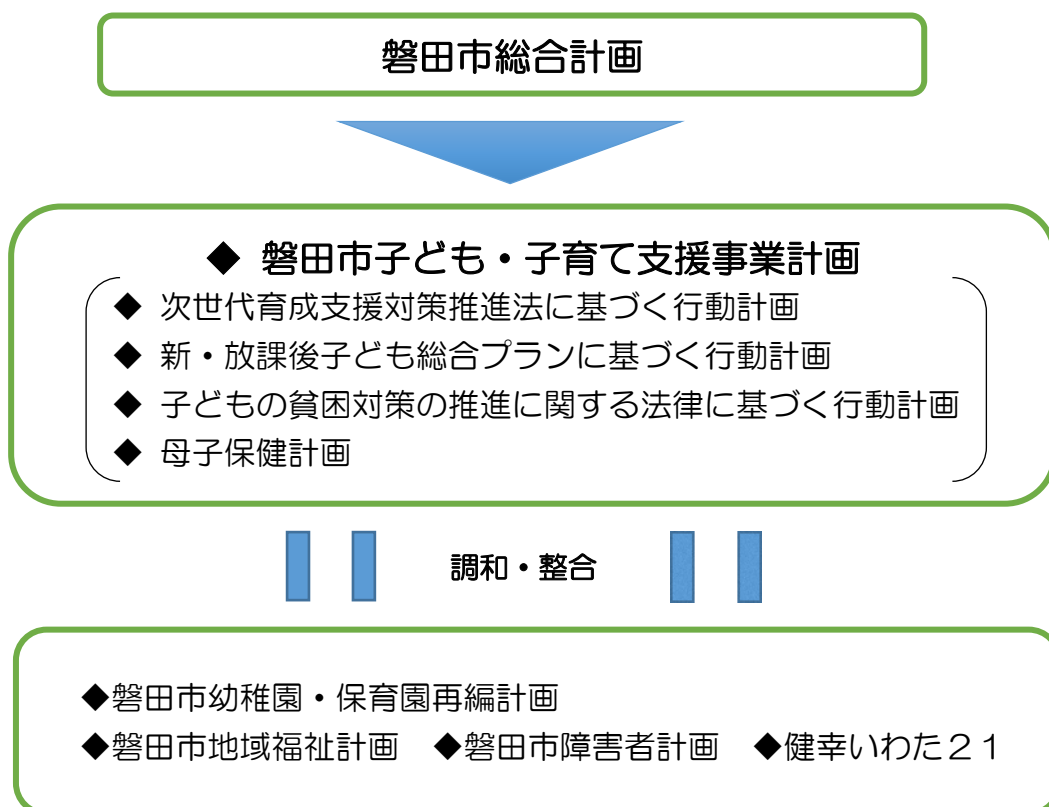
さらに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策に関する大綱」を勘案し、子どもの貧困対策についても定めます。

また、安心して子どもを産み、健やかに育てるためには、医療や福祉、教育等の諸施策との連携のもと、切れ目なく母子保健サービスが提供されることが重要であると考えます。本計画においては、「母子保健計画」を重要な柱の一つとして位置づけるとともに、母子保健の視点から必要と考える具体的な事業を計画全体に組み入れています。

(2) 関連する計画

本計画は、市のまちづくりの総合的指針である「磐田市総合計画」を上位計画とし、子ども・子育て支援の視点で具体化する分野別計画であり、その他関連する分野別計画との調和と整合性を図り策定するもので、保健、医療、福祉、教育、生活環境、就労環境（ワークライフバランス）、地域づくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図っていきます。

関連計画との関係



(3) 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法第 60 条に基づいて定められた基本指針に即し、令和 2 年度を初年度とし、令和 6 年度までの 5 年間で第 2 期の計画期間とします。

ただし、具体的な事業内容は、社会情勢や磐田市の子どもや子育て家庭を取り巻く状況に応じて見直しを行います。



第2章 磐田市の現状と課題

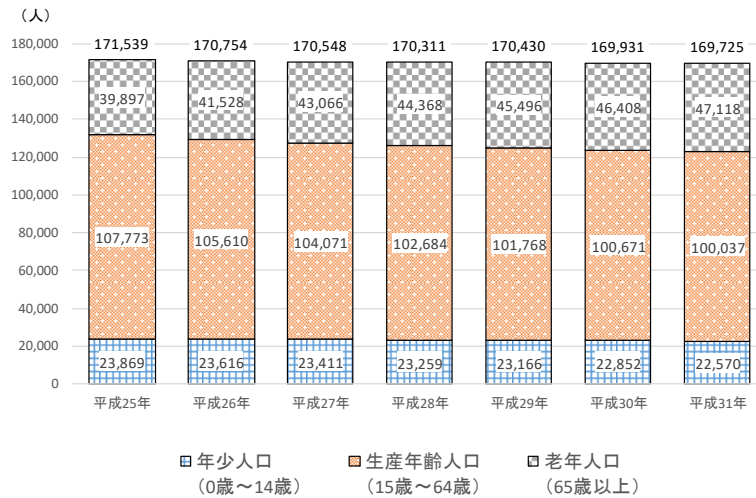
1 磐田市の現状

(1) 本市における人口の状況

① 人口全体の推移（人口の推移、年齢3区分別人口割合、人口ピラミッド、自然動態、社会動態）

【図1】人口の推移

本市の人口は平成25年以降減少傾向が続き、平成30年には169,931人と17万人を下回り、平成31年には169,725人となっています。



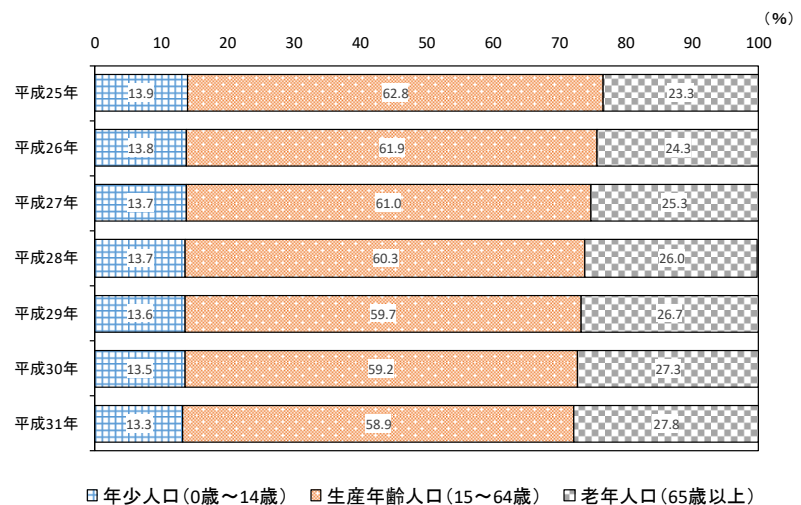
【資料】住民基本台帳（各年3月31日現在）

【図2-1】年齢3区分別の人口割合の推移

本市の年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0歳～14歳）の割合は年々減少しており、平成31年は13.3%となっています。

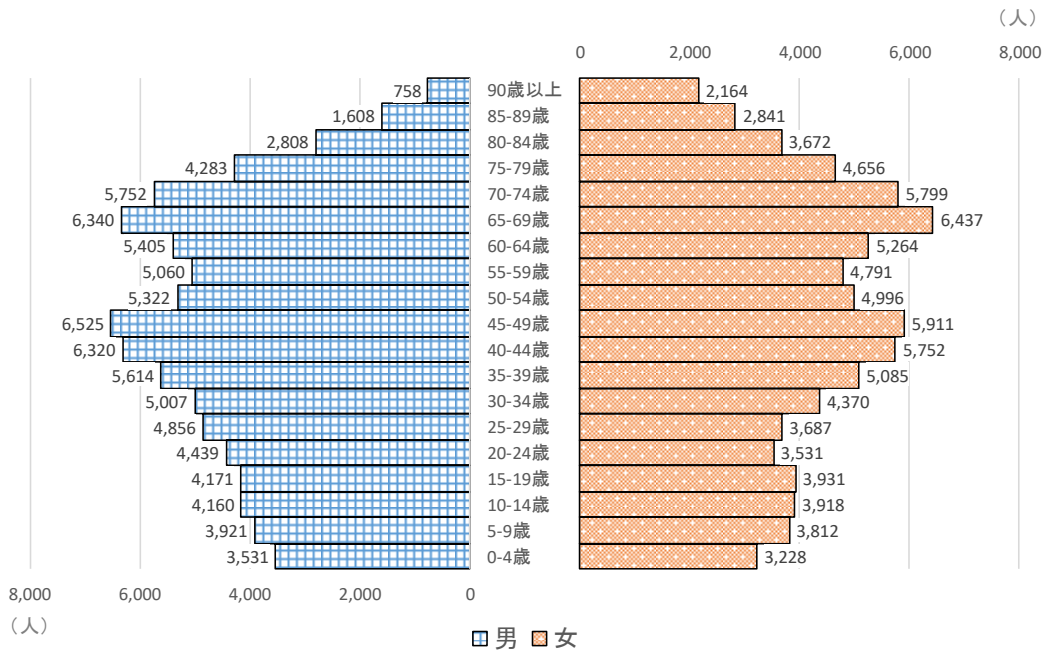
生産年齢人口（15歳～64歳）の割合は平成25年以降減少傾向にあり、平成31年は58.9%となっています。

老年人口（65歳以上）の割合は、平成25年以降増加傾向にあり平成31年は27.8%となっています。



【資料】住民基本台帳（各年3月31日現在）

【図2-2】人口ピラミッド



【資料】住民基本台帳（平成31年3月31日現在）

本市の人口ピラミッドは「つぼ型」となっています。^{※1}

5歳階級別人口を見ると、男性は45-49歳の人口が最も多く、次いで65-69歳の人口が多くなっています。女性は65-69歳の人口が最も多く、次いで45-49歳の人口が多くなっています。男女ともに、65-69歳のいわゆる「団塊の世代」と、第二次ベビーブームで団塊の世代から生まれた子どもたちである「団塊ジュニア世代」の人口が多くなっています。

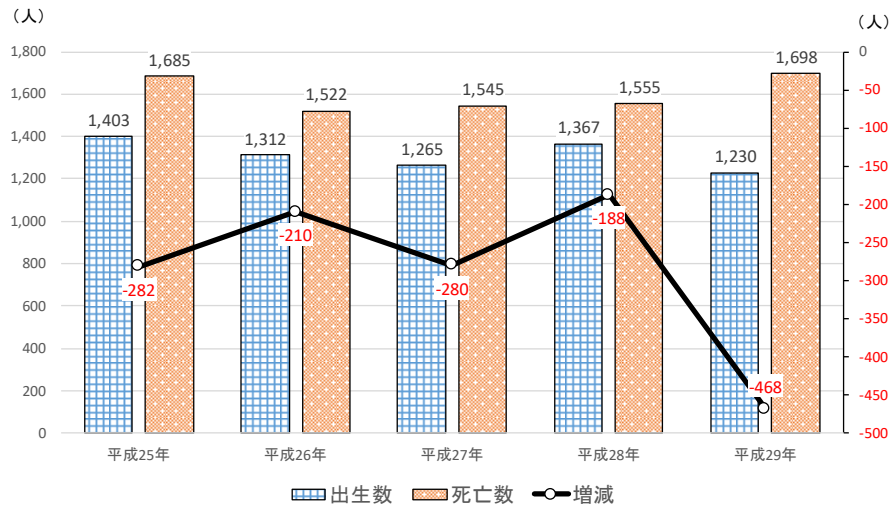
一方、20歳未満の人口の中で、0-4歳児の人口が最も少なくなっており、少子化が進んでいることがわかります。

※1) 人口ピラミッドとは、人口の男女別・年齢別構成を比較する場合に用いられるもので、0歳を基底にし、順次高年齢を上に乗ったピラミッドのように積上げたグラフのことである。

人口ピラミッドはその形によって「富士山型」、「つりがね型」、「つぼ型」などの種類がある。

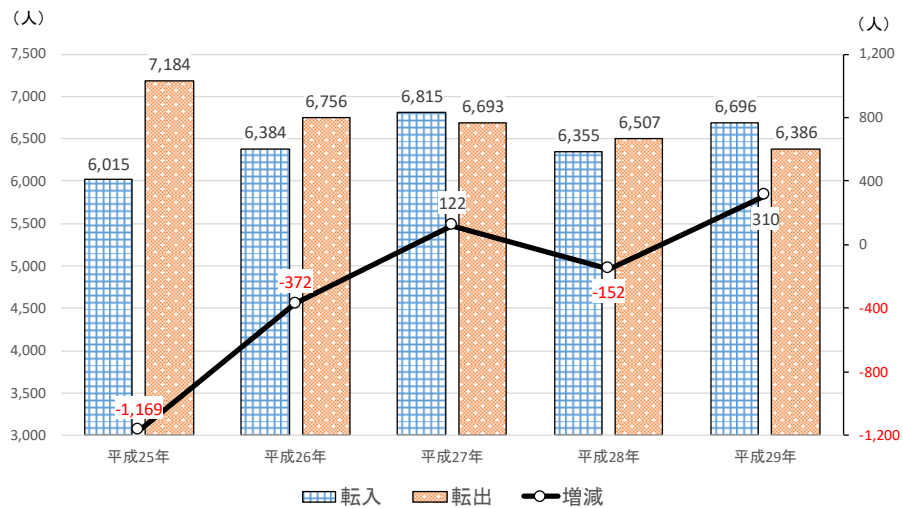
人口ピラミッドの「つぼ型」とは、高年齢層の割合が高く、低年齢層の割合が低い形の事で、少子高齢化の状態を表しており、出生率よりも高齢者を中心にした死亡率の方が上回って、将来人口が減少していくことが予想される。

【図3-1】自然動態



【資料】磐田市統計書 平成30年版

【図3-2】社会動態



【資料】磐田市統計書 平成30年版

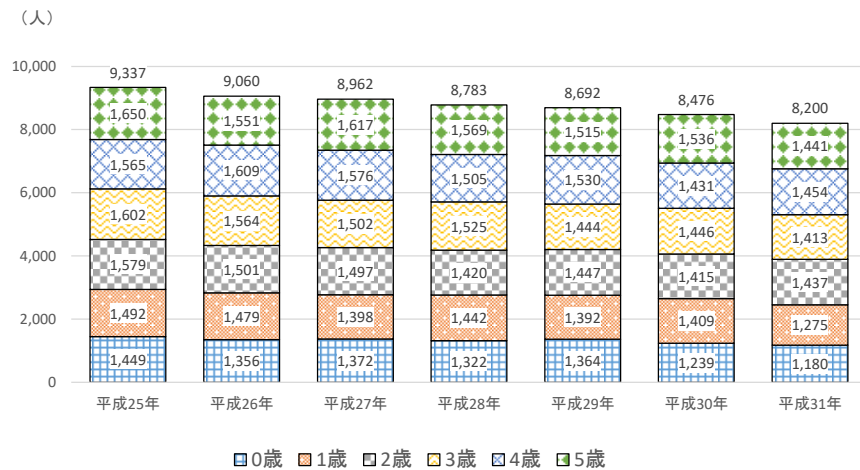
自然動態は死亡数が出生数を上回る「自然減」の傾向が続いており、平成29年は出生数が1,230人、死亡数が1,698人と468人死亡数が上回っています。

社会動態は平成25年では1,169人の社会減でしたが、平成29年では転入6,696人、転出6,386人と310人の社会増となっています。

自然減が社会増を上回っているため、人口が減少しています。

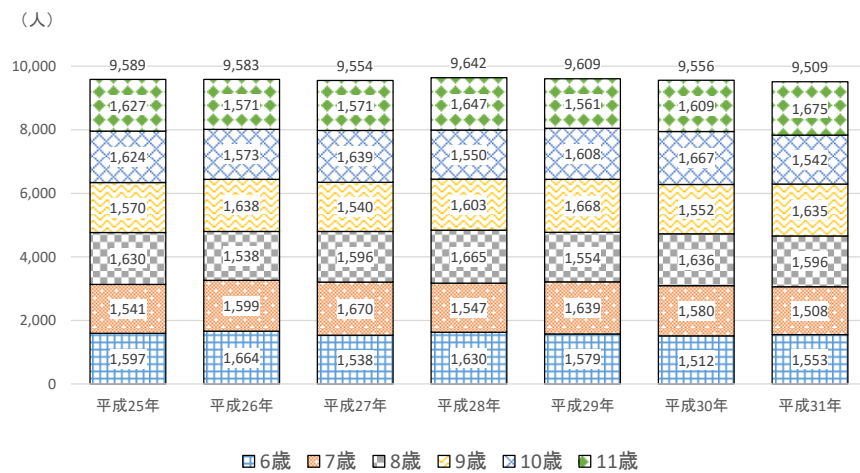
② 児童人口の推移（0歳～5歳人口の推移、6歳～11歳人口の推移）

【図4-1】0歳～5歳人口年齢別推移



【資料】住民基本台帳（各年3月31日現在）

【図4-2】6歳～11歳人口年齢別推移



【資料】住民基本台帳（各年3月31日現在）

0歳～5歳の人口の推移は、平成25年以降減少を続けており、平成25年では9,337人でしたが、平成31年では8,200人となっています。

特に0歳児の人口が平成29年から平成30年にかけて269人減少しています。

6歳～11歳の人口の推移は、平成25年から平成29年にかけて増減を繰り返しながらも9,500人～9,600人台の横ばいで推移してきましたが、平成29年以降は減少傾向にあり、平成31年では9,509人となっています。

(2) 結婚と出産の状況

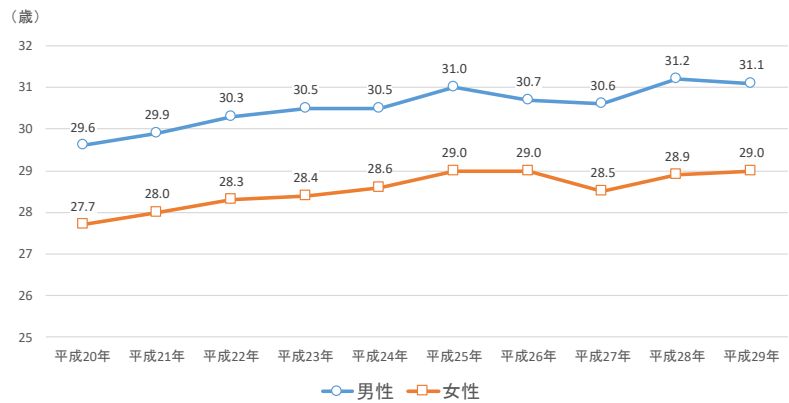
① 初婚の平均年齢の推移

【図5】男女別初婚の平均年齢の推移

平成20年から平成29年までの過去10年間の初婚の平均年齢を見ると、男女ともに初婚の平均年齢は上昇傾向にあります。

男性の平均初婚年齢は平成20年では29.6歳でしたが、平成29年では31.1歳と1.5歳上昇しています。

女性の平均初婚年齢は平成20年では27.7歳でしたが、平成29年では29.0歳と1.3歳上昇しています。

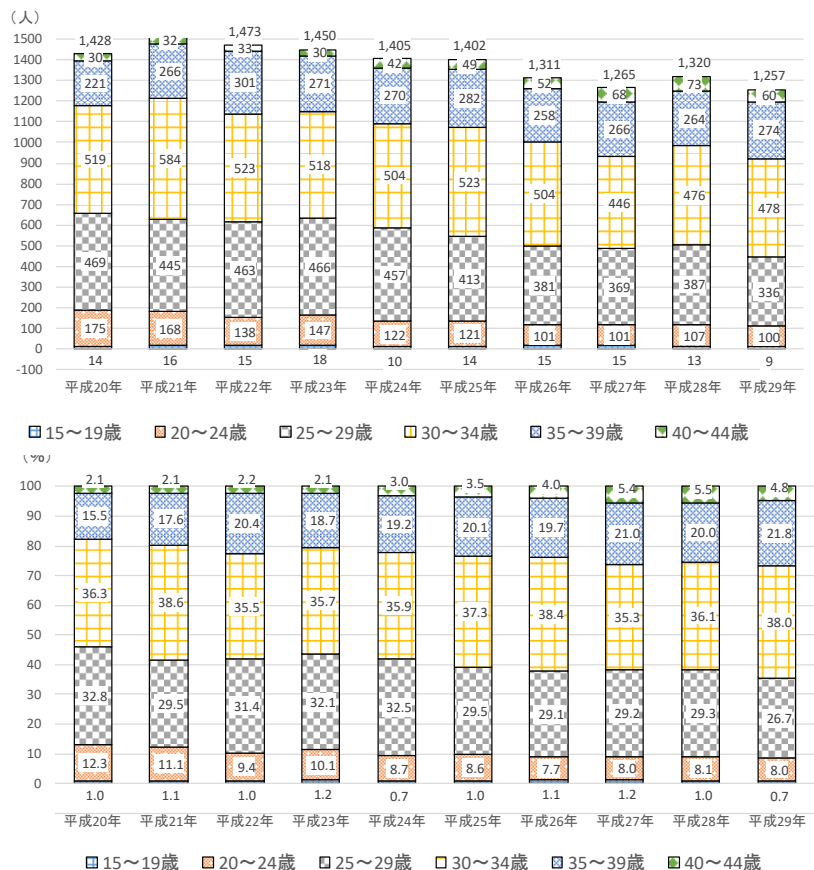


【資料】静岡県人口動態統計

② 年齢階級別出生数の割合の推移

【図6】母親の年齢階級別出生数の推移

本市の平成20年から10年間の母親の年齢階級別出生数を見ると、30歳以上のすべての階級の割合が増加傾向にあることから、女性の出産年齢は高くなっている傾向が伺えます。



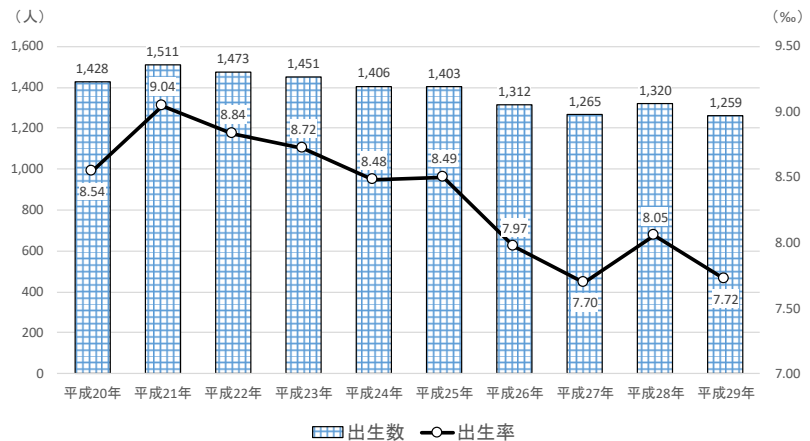
【資料】静岡県人口動態統計

③ 出生数・出生率（人口千対）の推移

【図7】出生数・出生率（人口千対）の推移

本市の出生数の推移について、平成21年以降、緩やかに減少傾向にあり、平成29年では1,259人となっています。

出生率について、平成21年では9.04‰^{*}でしたが、平成29年では7.72‰と約1.3ポイント減少しています。



【資料】静岡県人口動態統計

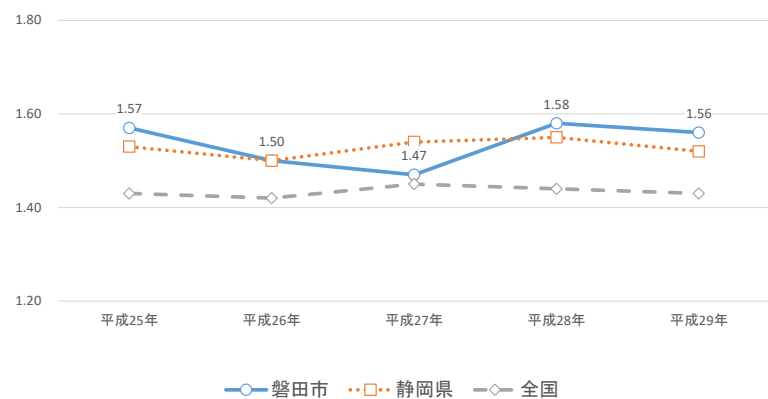
※‰（パーミル）

1000あたりの割合のこと。%（パーセント）は100あたりの割合である。出生率は、人口1,000人あたりの出生数の割合のことである。

④ 合計特殊出生率の推移

【図8】【表1】合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成26年と平成27年を除いて全国・静岡県を上回っており、平成29年では静岡県と比較して0.04ポイント、全国と比較して0.13ポイント上回り、1.56となっています。



	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
磐田市	1.57	1.50	1.47	1.58	1.56
静岡県	1.53	1.50	1.54	1.55	1.52
全国	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43

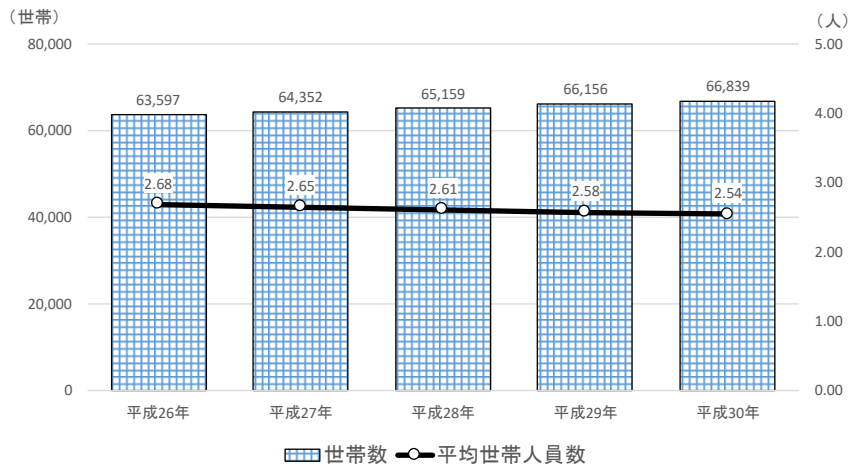
【資料】厚生労働省 「人口動態統計」（全国、静岡県）

※平成25年～平成29年の磐田市の合計特殊出生率については、磐田市の試算による

(3) 家庭の状況（世帯数と平均世帯人員の推移、世帯構成比の推移、ひとり親家庭の状況）

① 世帯数と世帯人員

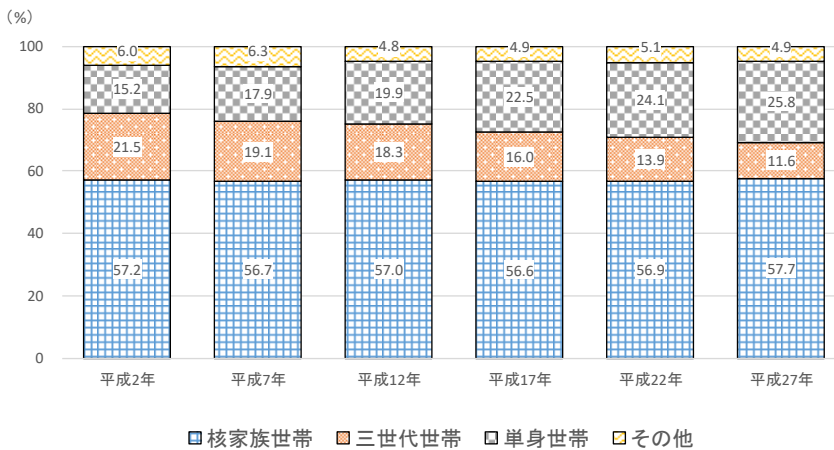
【図9】世帯数と平均世帯人員の推移



【資料】磐田市統計書 平成30年版
(各年3月31日現在)

② 世帯構成比

【図10】世帯構成比の推移



【資料】国勢調査

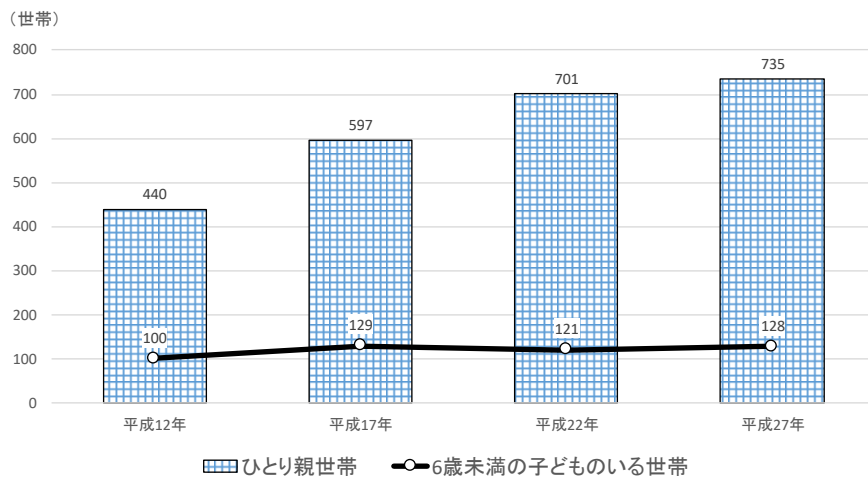
※平成12年以前は旧磐田市、福田町、
竜洋町、豊田町、豊岡村の合計

世帯数は人口の減少傾向に対して年々増加しており、平成30年は66,839世帯となっています。一方で世帯あたりの平均人数は平成25年以降減少傾向にあり、平成30年は2.54人となっています。

世帯構成比について、核家族世帯の割合は平成2年以降57%前後で推移しており、平成27年では57.7%となっています。一方で単身世帯の割合は平成2年以降増加傾向にあり、平成27年では25.8%となっています。

③ ひとり親家庭の状況

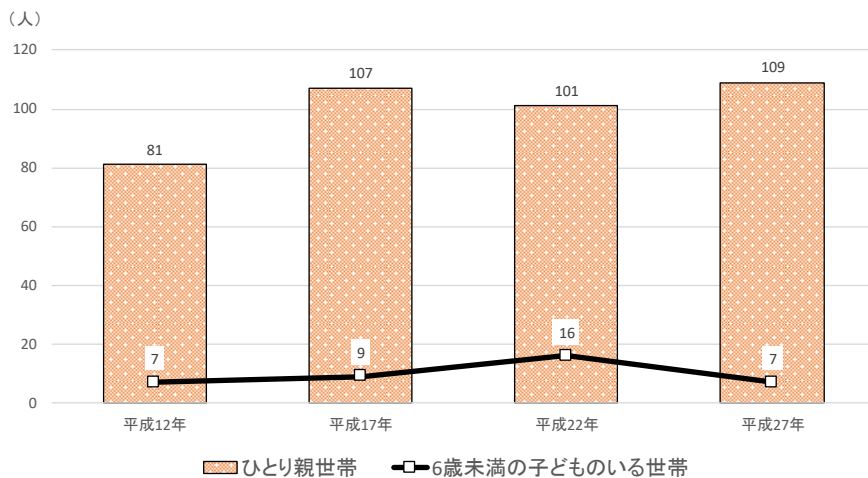
【図 11-1】母子家庭の状況



【資料】国勢調査

※平成12年以前は旧磐田市、福田町、竜洋町、豊田町、豊岡村の合計

【図 11-2】父子家庭の状況



【資料】国勢調査

※平成12年以前は旧磐田市、福田町、竜洋町、豊田町、豊岡村の合計

ひとり親家庭の状況について、母子家庭は増加傾向にあり、平成12年では母子家庭数は440世帯でしたが、平成27年では735世帯となっています。

また、母子家庭のうち6歳未満の子どもがいる世帯は、平成12年では100世帯でしたが、平成27年で128世帯となっています。

父子家庭も母子家庭と同様に増加傾向にあり、平成12年では父子家庭数は81世帯でしたが、平成27年では109世帯となっています。

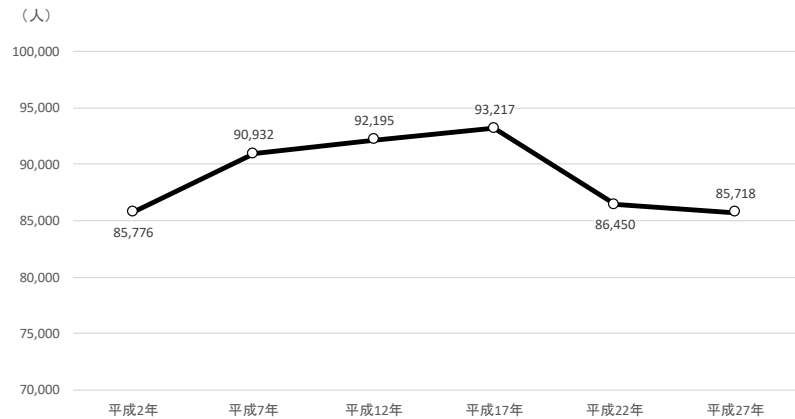
また、父子家庭のうち6歳未満の子どもがいる世帯は、平成27年では7世帯となっています。

(4) 就業の状況（就業人口（15歳以上）の推移、産業別就業人口構成比の推移、女性の年齢別就業率）

①-1 就業人口

【図 12-1】就業人口（15歳以上）の推移

本市の就業人口は、平成2年から平成17年までは増加傾向にあり、平成17年では93,217人となりましたが、その後は減少傾向に転じ、平成27年では85,718人となっています。



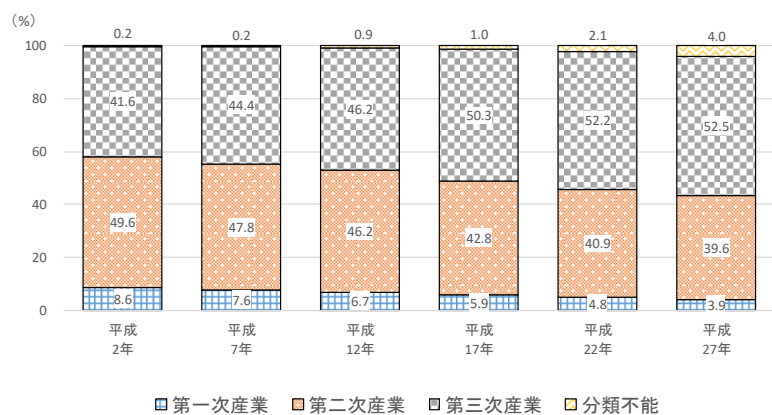
【資料】国勢調査

※平成12年以前は、旧磐田市、福田町、竜洋町、豊田町、豊岡村の合計

①-2 産業別就業人口構成比の推移

【図 12-2】産業別就業人口構成比の推移

産業別就業人口構成比の推移について、第一次産業と第二次産業の割合は年々減少しており、第一次産業の割合は平成2年では8.6%でしたが、平成27年では3.9%となっており、また第二次産業の割合は平成2年では49.6%でしたが、平成27年では39.6%となっています。



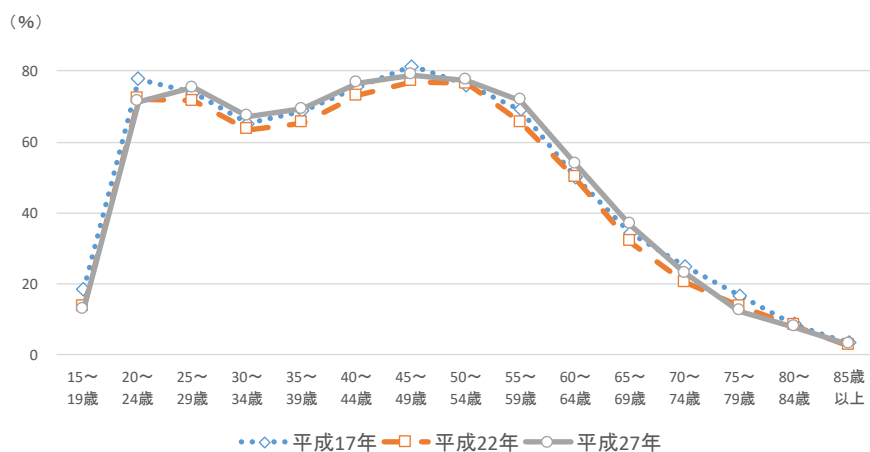
【資料】国勢調査

※平成12年以前は、旧磐田市、福田町、竜洋町、豊田町、豊岡村の合計

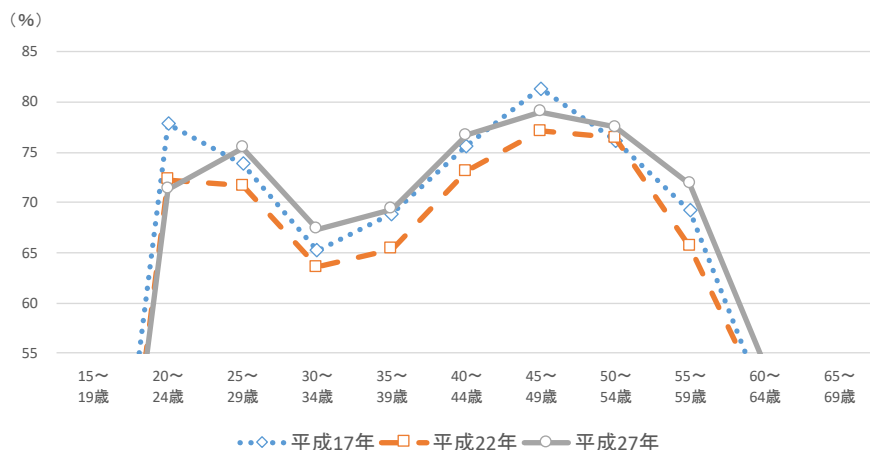
一方で第三次産業の割合は年々増加しており、平成2年では41.6%でしたが平成27年では52.5%となっており、全体の5割を超えています。

②-1 女性の労働力状況（磐田市）

【図 13-1】女性の労働力状況（磐田市）



参考：M字カーブ部分拡大図

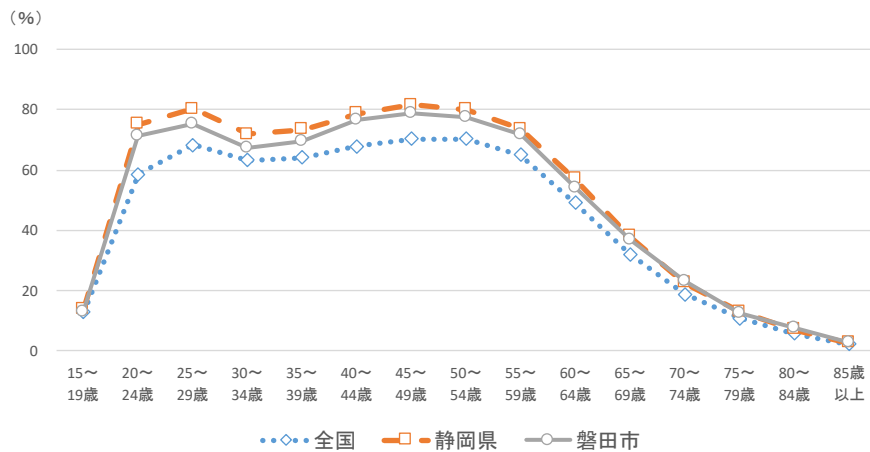


【資料】国勢調査

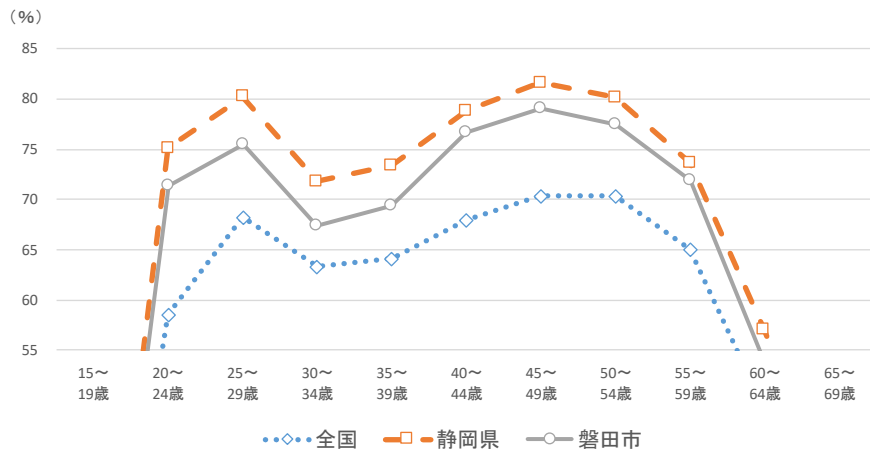
本市の女性の労働力率について、20～29歳の労働力率が高く、30～39歳で労働力率が下がり、40歳以降で再び労働力率が上がるといういわゆる「M字カーブ」の形になっています。平成17年と平成27年を比べると、20～24歳の女性の労働力率は平成17年の方が高くなっていますが、25～44歳の女性の労働力率は平成27年の方が高くなっています。

②-2 女性の労働力状況（平成27年全国、静岡県比較）

【図13-2】女性の労働力状況（平成27年全国、静岡県比較）



参考：M字カーブ部分拡大図



【資料】国勢調査

平成27年の全国、静岡県、本市の女性の労働力率を見ると、「M字カーブ」の形になっていますが、本市は全国よりも女性の労働力率が高い一方、静岡県の割合よりは低くなっています。

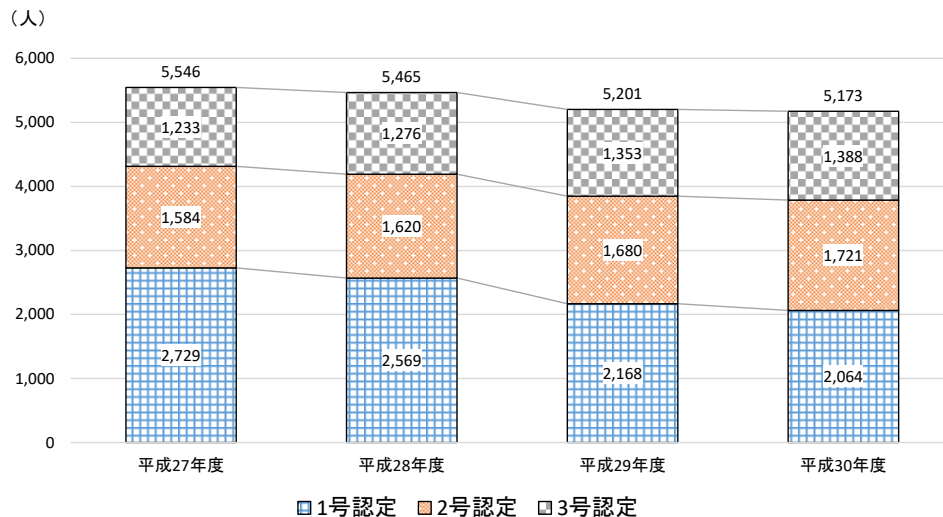
1-1 統計資料から見る磐田市の現状（まとめ）

- ① 少子高齢化が進み、また社会増よりも自然減の数が上回っていることにより、今後、人口が減少していくことが見込まれます。
- ② 男女ともに 10 年前と比べると初婚の平均年齢が上がっており、晩婚化が進んでいます。それに伴い、第 1 子の出産年齢も上昇していくものと考えられます。
- ③ 平成 25 年～平成 31 年にかけて、0 歳～5 歳児人口は 1,000 人以上急減しています。
6 歳～11 歳人口は同期間で 80 人程度の減少にとどまっていますが、0 歳～5 歳児人口の急減な減少傾向が続けば、今後は少子化が加速度的に進行していくと考えられます。
- ④ 世帯構成比について、平成 2 年以降核家族世帯は 57%程度の割合で横ばいに推移していますが、単独世帯数が増加し、三世帯世帯は減少しています。
- ⑤ 母子家庭数について、平成 12 年では 440 世帯でしたが、平成 27 年では 735 世帯と約 300 世帯増加しています。
- ⑥ 女性の労働力率について、平成 17 年と比べると、平成 27 年では全体的に労働力率が上昇傾向にあり、働く女性が増えつつあると考えられます。

2 子育て支援の状況

① 児童数の推移

【図1】認定※別児童数の推移



【資料】市政報告書

本市の認定児童数について、平成27年度以降減少傾向にあり、平成30年度では5,173人となっています。

認定別にみると、1号認定児童は平成27年度以降減少しており、平成30年度では2,064人となっています。

一方、2号認定、3号認定児童は平成27年度以降増加しており、平成30年度では2号認定児童は1,721人、3号認定児童は1,388人となっています。

このことから、認定児童数は減少傾向にありつつも、保育ニーズが高まっていると考えられます。

※認定とは

- | | |
|-------|----------------------------------------|
| 1号認定： | 満3歳以上で幼稚園等での教育を希望
(教育標準時間認定) |
| 2号認定： | 満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望(保育認定) |
| 3号認定： | 満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望(保育認定) |

② 一時預かり事業（幼稚園型）

【表1】一時預かり事業（幼稚園型）の状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所数(箇所)	-	20	21	22	22
延べ利用者数(人)	-	35,611	39,225	32,840	30,494

【資料】幼稚園保育園課

一時預かり事業（幼稚園型）は、平成27年度から市立幼稚園及び市立認定こども園全園で実施しており、現在は私立認定こども園を含め、市内22か所で実施しています。

延べ利用者数は、平成29年度以降は利用者が減少傾向にありますが、30,000人台で推移しており、平成30年度では30,494人となっています。

③ 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

【表2】一時預かり事業（幼稚園型を除く）の状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所数(箇所)	13	15	17	14	13
延べ利用者数(人)	7,993	6,255	6,715	6,269	7,761

【資料】幼稚園保育園課

一時預かり事業（幼稚園型を除く）は、平成30年度では市内12か所で事業を実施しており、令和元年度も引き続き市内12か所で事業を実施しています。

延べ利用者数について、平成27年度から平成29年度まで6,000人台で推移していましたが、平成30年度では利用者が増加し、7,761人となっています。

④ 延長保育事業

【表3】延長保育事業の状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所数(箇所)	13	14	12	14	14
延べ利用者数(人)	17,043	19,299	17,977	18,723	17,615
1園あたりの平均延べ利用者数(人)	1,311	1,378	1,498	1,337	1,258

【資料】幼稚園保育園課

延長保育事業は、現在市内14か所で事業を実施しています。

延べ利用者数は、平成28年度以降は緩やかな減少傾向にあり、平成30年度では17,615人となっています。

⑤ 病後児保育事業

【表4】病後児保育事業の状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所数(箇所)	7	8	8	8	8
延べ利用者数(人)	385	434	567	642	564

【資料】幼稚園保育園課

病後児保育事業は、平成30年度では市内8か所で事業を実施していましたが、令和元年度から診療所が1か所新設され、現在は市内9か所で事業を実施しています。

延べ利用者数について、年度によって差がありますが、全体としては増加傾向にあります。

⑥ 放課後児童クラブ事業

【表5】放課後児童クラブ事業の状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所数(箇所)	32	39	44	45	49
利用者数(人)	944	1,097	1,246	1,504	1,576

【資料】教育委員会

放課後児童クラブ事業は、平成30年度では市内49か所で実施しており、利用者数は1,576人となっています。

⑦ 子育て支援センター事業

【表6】子育て支援センター事業の状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所数(箇所)	9	9	10	10	10
延べ利用者数(人)	107,384	106,144	118,789	113,190	106,219

【資料】こども未来課

子育て支援センター事業は、平成28年度から市内10か所で実施しています。延べ利用者数は平成26年度以降、10万人～11万人台で推移しており、平成30年度では106,219人となっています。

⑧ ファミリー・サポート・センター事業

【表7】ファミリー・サポート・センター事業の状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
会員登録者数(人)	864	933	998	1,084	1,185
延べ援助回数(人)	3,073	3,541	4,394	3,804	3,131

【資料】こども未来課

ファミリー・サポート・センター事業は、平成26年度以降、会員登録者数は増加を続けており、平成30年度では1,185人となっています。

延べ援助回数は、平成26年度から平成28年度にかけて増加しましたが、平成29年度以降は減少しており、平成30年度では3,131人となっています。

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

【表8】乳児家庭全戸訪問事業の状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象者数(人)	1,382	1,354	1,406	1,331	1,214
訪問者数(人)	1,345	1,317	1,356	1,289	1,185
訪問率(%)	97.3	97.3	96.4	96.8	97.6

【資料】こども未来課

乳幼児全戸訪問事業は、平成30年度では、対象者数が1,214人に対し、訪問者数は1,185人となっており、訪問率は97.6%となっています。

⑩ 発達支援センター（はあと）事業

【表9】発達支援センター（はあと）新規相談件数の状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
0～2歳児(人)	132	123	117	79	86
3～5歳児(人)	109	82	95	137	113
小学生(人)	107	134	153	150	168
中学生(人)	10	14	12	19	20
16～18歳(人)	0	2	5	3	1
19歳以上(人)	3	3	0	1	1
合計(人)	361	358	382	389	389

【資料】こども未来課

発達支援センター（はあと）新規相談件数は、平成26年度以降、増加傾向にあります。

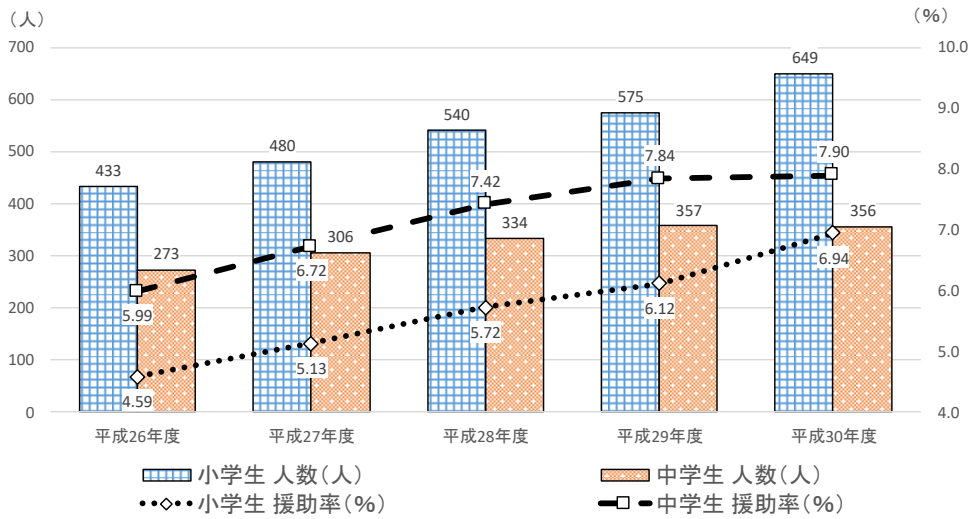
0～2歳児については、平成26年度から平成28年度にかけて100件を超える相談がありました。平成29年度以降は100件を下回っており、平成30年度では86件となっています。

3～5歳児については、平成26年度から平成30年度にかけて増減を繰り返しており、平成30年度では113件となっています。

小学生については、平成26年度以降は増加傾向にあり、平成30年度では168件となっています。

⑪ 就学援助費制度

【図2】【表 10】 就学援助費制度の利用状況



		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学生	人数(人)	433	480	540	575	649
	援助率(%)	4.59	5.13	5.72	6.12	6.94
中学生	人数(人)	273	306	334	357	356
	援助率(%)	5.99	6.72	7.42	7.84	7.90
合計	人数(人)	706	786	874	932	1,005
	援助率(%)	5.05	5.65	6.27	6.68	7.25

【資料】教育委員会

経済的理由によって小中学校での就学が困難な子どもの保護者を対象とする就学援助制度の利用者数は、小学校、中学校共に平成 25 年度以降増加傾向にあります。

小学校は、平成 30 年度では援助人数が 649 人、援助率が 6.94%となっています。中学校は、平成 30 年度では援助人数が 356 人、援助率が 7.90%となっています。合計すると援助人数が 1,005 人と直近 6 年間では最も多くなっており、援助率は 7.25%となっています。

⑫ 児童虐待の状況

【表 11】 要保護児童等対策協議会の提案件数の状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
身体的虐待(件)	10	6	7	2	9
ネグレクト(件)	26	40	29	13	24
心理的虐待(件)	3	2	5	19	3
性的虐待(件)	0	0	0	1	0
特定妊婦(件)	0	0	0	0	6
合計(件)	39	48	41	35	42

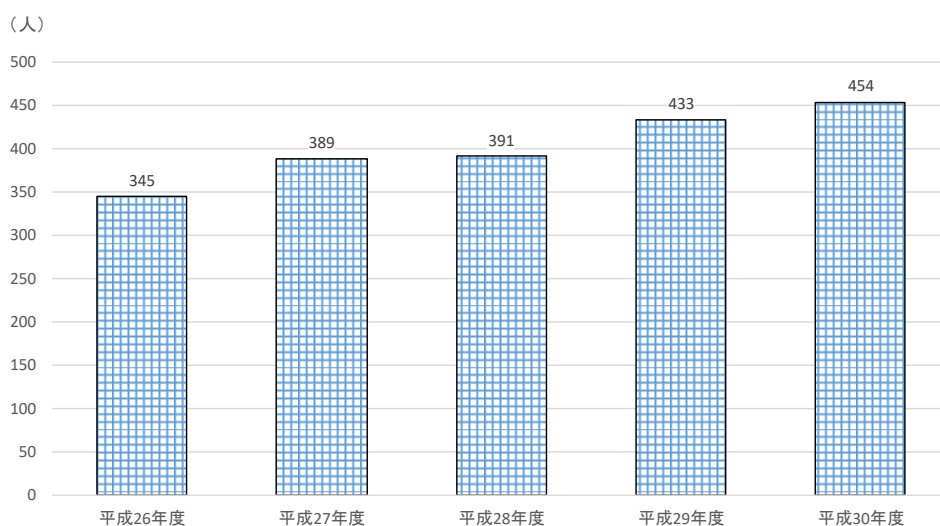
【資料】 こども未来課

児童虐待の状況について、要保護児童等対策協議会での新規提案件数の合計は平成 26 年度から平成 27 年度にかけて増加し、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて減少しましたが、平成 30 年度では再び増加して 42 件となっています。

内訳をみると、「ネグレクト」の件数が最も多くなっており、平成 27 年度では 40 件、平成 30 年度では 24 件となっています。

⑬ 外国人児童・生徒の状況

【図 3】 市内公立小中学校の外国人児童・生徒の状況



【資料】 こども未来課

外国人児童・生徒数の推移について、本市では平成 26 年度以降、外国人児童・生徒は増加を続けており、平成 30 年では 454 人となっています。

3 第一期計画の取り組み状況

第一期計画では、国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針により、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みに対する確保の内容を数値目標として設定し、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の整備を進めてきました。

(1) 教育・保育事業の実績(進捗状況)

【表1】教育・保育事業の実績

(人)

認定区分	A: 直近実績値	B: 計画値 (量の見込み)	進捗率(A/B)
	2018(H30)	2019(H31)	
1号(3-5歳)	2,064	2,490	82.9%
2号(3-5歳)	1,721	1,870	92.0%
3号(1・2歳)	1,128	1,160	97.2%
3号(0歳)	260	320	81.3%

(2) 地域子ども・子育て支援事業の実績(進捗状況)

【表2】地域子ども・子育て支援事業の実績

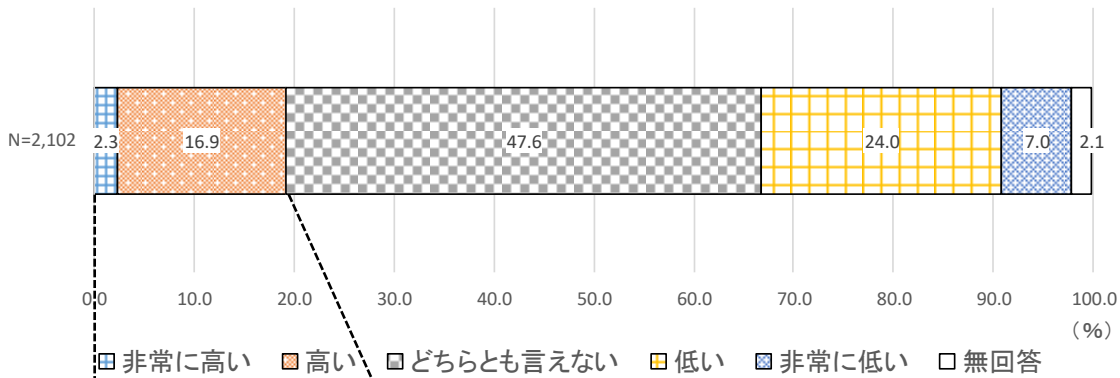
地域子ども・子育て支援事業		A: 直近実績値	B: 計画値 (量の見込み)	進捗率(A/B)
		2018(H30)	2019(H31)	
利用者支援事業	基本型(箇所)	1	1	100.0%
	母子保健型(箇所)	1	1	100.0%
地域子育て支援拠点事業	実施箇所(箇所)	10	10	100.0%
	月当たり利用者(人)	8,852	9,580	92.4%
妊婦に対する健康診査(回)		14,281	16,680	85.6%
乳児家庭全戸訪問事業(人)		1,214	1,400	86.7%
養育支援訪問事業(人)		5	8	62.5%
子育て短期支援事業(人日)		0	80	0.0%
ファミリーサポートセンター事業(人日)		3,131	4,300	72.8%
一時預かり事業(人) (幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした預かり保育)		30,494	43,000	70.9%
一時預かり事業(人) (保育園及びファミリーサポートセンター事業の一時預かり)		8,660	7,330	118.1%
延長保育事業(人)		1,258	810	155.3%
病後児保育事業(人日)		564	700	80.6%
放課後児童健全育成事業(人)		1,576	1,782	88.4%

(3) 磐田市の子育て環境や支援の満足度

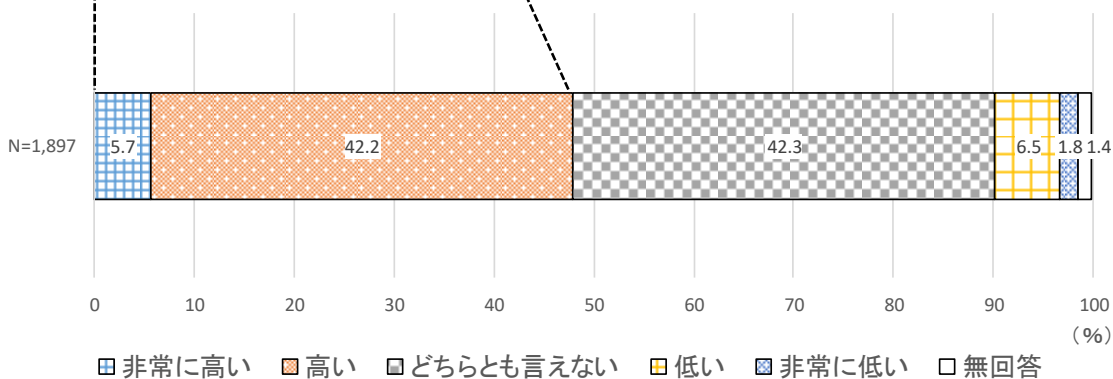
平成 30 年度に実施した「子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」では、本市の子育て環境や支援に対する満足度について、半数近く（47.9%）の方が「非常に高い」「高い」と回答しており、「低い」「非常に低い」と回答した方は僅か（8.3%）でした。

前回調査時（平成 25 年度）と比較すると大幅に満足度が向上し、不満を抱える方が減少しています。

【図 1】 磐田市の子育て環境や支援の満足度（前回：平成 25 年度）



【図 2】 磐田市の子育て環境や支援の満足度（今回：平成 30 年度）



4 現状から見える磐田市の課題

- ① 少子高齢化が進む一方で、女性の労働力率が上昇傾向にあるなど、子育てに関する社会情勢は複雑化しており、多様な子育て支援ニーズへの対応が求められます。
- ② 男性、女性とも初婚年齢が高くなり、それに伴い、出産年齢が上昇し、晩産化が進んでいます。市全体で、結婚や出産、子育てへの意識を高めていく必要があります。
- ③ 母子家庭の数が増加しており、ひとり親家庭の支援策について検討していく必要があります。
- ④ 少子化は進んでいるものの、家庭環境の変化等により幼稚園を希望する児童数は減少傾向、保育園を希望する児童数は増加傾向にあり、必要に応じた保育の提供量の確保を進めていく必要があります。
- ⑤ 求められる保育は、今後さらに多様化することが考えられます。認定こども園化など、必要に応じた保育サービスの拡充と質の向上を進めていく必要があります。
- ⑥ 園における保育環境の充実に必要な保育士数の確保が難しい状況となっています。保育の質の確保、保育士の負担軽減のためにも、保育士確保に向けた具体的な対策を考えていく必要があります。
- ⑦ 放課後児童クラブの利用者数の増加に伴い、支援員数の確保が難しい状況となっています。クラブの質の確保、支援員の負担軽減のためにも、支援員確保に向けた具体的な対策を考えていく必要があります。
- ⑧ 子どもの発達障害、療育に関する相談が増えています。保護者に寄り添った支援を行う必要があります。
- ⑨ 就学援助制度の利用者数が年々増加するなど、子どもの貧困対策が求められます。すべての子どもが夢と希望をもつことができる環境を整備する必要があります。
- ⑩ 要保護児童等対策協議会での新規提案件数は40件前後で推移しており、子どもの生命と人権を守るため、児童虐待・DV等の防止対策の体制整備を進める必要があります。
- ⑪ 出産や子育てに不安を抱えている妊婦が多く見られます。医療機関等と連携しながら、安心して出産できるように支援していく必要があります。
- ⑫ 外国人市民の増加に伴い、公立小中学校の外国人児童・生徒は年々増加しており、教育環境や保護者への支援体制の整備を進めていく必要があります。

第3章 基本構想

1 基本目標

「磐田市子ども・子育て支援事業計画」は、子どもたちを大切に育てるとともに、子育てにより豊かな生活を実現させるため、全ての市民が主体となって実行していくものです。子育てを通して全ての市民がつながっていくことが、この計画を実現させる上で最も力強い推進力となり、同時にこの計画の到達点でもあると考えます。

私たちは、子どもたち一人一人が、温もりに満ちた豊かな環境の中でのびのびと育ち、夢や希望を叶えることができるまちをつくらせていくために次の目標を定めます。

**みんなの手で、
磐田の未来を開く子育てのまちを創ります**

人と人がつながる子育てのまち

笑顔かがやく子育てのまち

未来に向かう子育てのまち

2 基本的な考え方

前項に掲げた目標は、子育て支援を単に「子育て家庭を支えるための施策」としてとらえるのではなく、「子育て」を柱として、これからの磐田のまちをつかっていこうという方向を示しています。この方向をしっかりと見据え、以下の「子育て」に込めた考え方を行動指針に反映させます。

人と人がつながる子育てのまち

子どもの健やかな成長を見守り、保護者を孤立させないよう、地域で支えていくことが必要です。子どもは、温かな気持ちを肌で感じることができる環境の中でこそ、のびのびと成長していくことができます。地域での日常的な支え合いは、まさにその温かさを強く感じさせてくれるものであり、また、保護者自身もその中で子育ての力を蓄えていくことができます。子育てには、人々の気持ちがつながった地域の力が不可欠です。

また、地域をあげて子育てを応援することで、自然と活気が満ちてきます。子育てを通じて多くの人がつながることは、地域全体の豊かな生活を実現する手段でもあります。

笑顔かがやく子育てのまち

子どもは、一人一人がそれぞれ大きな可能性をもっています。また、それぞれ成長の仕方は違います。乳幼児期において、個性や成長する姿を大切に見守り、可能性を最大限に引き出すことで、その子の生きる力の基盤を作ります。そのためには、多くの人の子育ての知恵と知識で子どもたちの成長を支え、笑顔を一層輝かせるようにしなくてはなりません。

また、子どもたちの笑顔には、地域・社会を明るく照らす力があります。そして、一人一人を大切に育てるという意識が市民に広く浸透することにより、人に優しい豊かなまちづくりが実現します。「子ども・子育て支援」は、子どもの笑顔を輝かせるだけでなく、その地域に住む全ての人の笑顔を生み出していくものです。

未来に向かう子育てのまち

子どもを育てることは、自分自身の成長にもつながることであり、豊かな人生を築くための基盤にもなることです。若者が、今以上に「結婚」、「出産」、「子育て」に希望をもてる社会にしていくことが大切です。そのためには、家庭、地域、行政、学校、園、市民活動団体、企業等が互いの立場を生かしながら連携し、「子育てのまち」と呼ぶにふさわしい環境を整えていくことが必要不可欠です。少子化問題が顕在化している今こそ、次世代を輝かせることをそれぞれの立場で考え、未来のために多くの知恵を出し合っていくことが必要です。そして、思春期を迎えた子どもたち、また、結婚前の若い世代の人々が、将来の希望として出産や子育てを意識していけるようになったとき、未来に向かう力強い磐田の姿を思い描くことができます。

3 子育てのまち行動指針

「子ども・子育て支援」の推進にあたっては、すべての子どもと、その子どもを取り巻く地域社会を含めた取り組みが求められます。

本計画では、目標に込めた基本的な考え方を踏まえ、妊娠期を含めた乳児期から思春期までの子どもの育ちを支えるため、7つの行動指針を設定し総合的に施策を実施していきます。

人と人がつながる子育てのまち

1 乳幼児期における質の高い教育・保育を提供するための体制づくり

就学前の教育・保育を総合的に提供する体制を整備し、多様なニーズに対応していきます。

2 家庭、地域、関係機関が連携した子育て支援の体制づくり

家庭、地域、関係機関の連携が図られた子育て支援の体制を整備し、安心して子育てができるようにします。

笑顔かがやく子育てのまち

3 母親と子どもの健康保持増進のための支援の充実（母子保健計画）

妊娠期から乳幼児期までの母子の健康保持増進及び乳幼児、児童の健やかな成長のために、愛着形成と生活リズムの向上を推進し母子保健の充実を図ります。

また、関係機関との連携体制を強化し、妊娠期から乳幼児期までの切れ目ない支援体制を構築します。

4 支援を必要とする子どもや保護者へのきめ細かな取組の推進

支援を必要とする子どもや保護者が、自らの権利が保障され夢と希望をもって生活を送ることができるよう、子どもとその家族の状況に応じた必要かつきめ細やかな支援を行います。

未来に向かう子育てのまち

5 健やかな成長を目指す乳幼児期から中学校までの保育・教育の充実

社会において自立的に生きる基礎を培うために、学校、園、地域が連携し、子どもの豊かで健全な心身と確かな学力を育てる質の高い保育・教育を実践します。

6 子育てに適した、人に優しく温もりのあるまちを創るための環境の整備・改善

安心して子育てができる、人に優しく温もりのあるまちにするために、道路・交通環境、地域環境、防犯体制等の整備・改善に努めます。

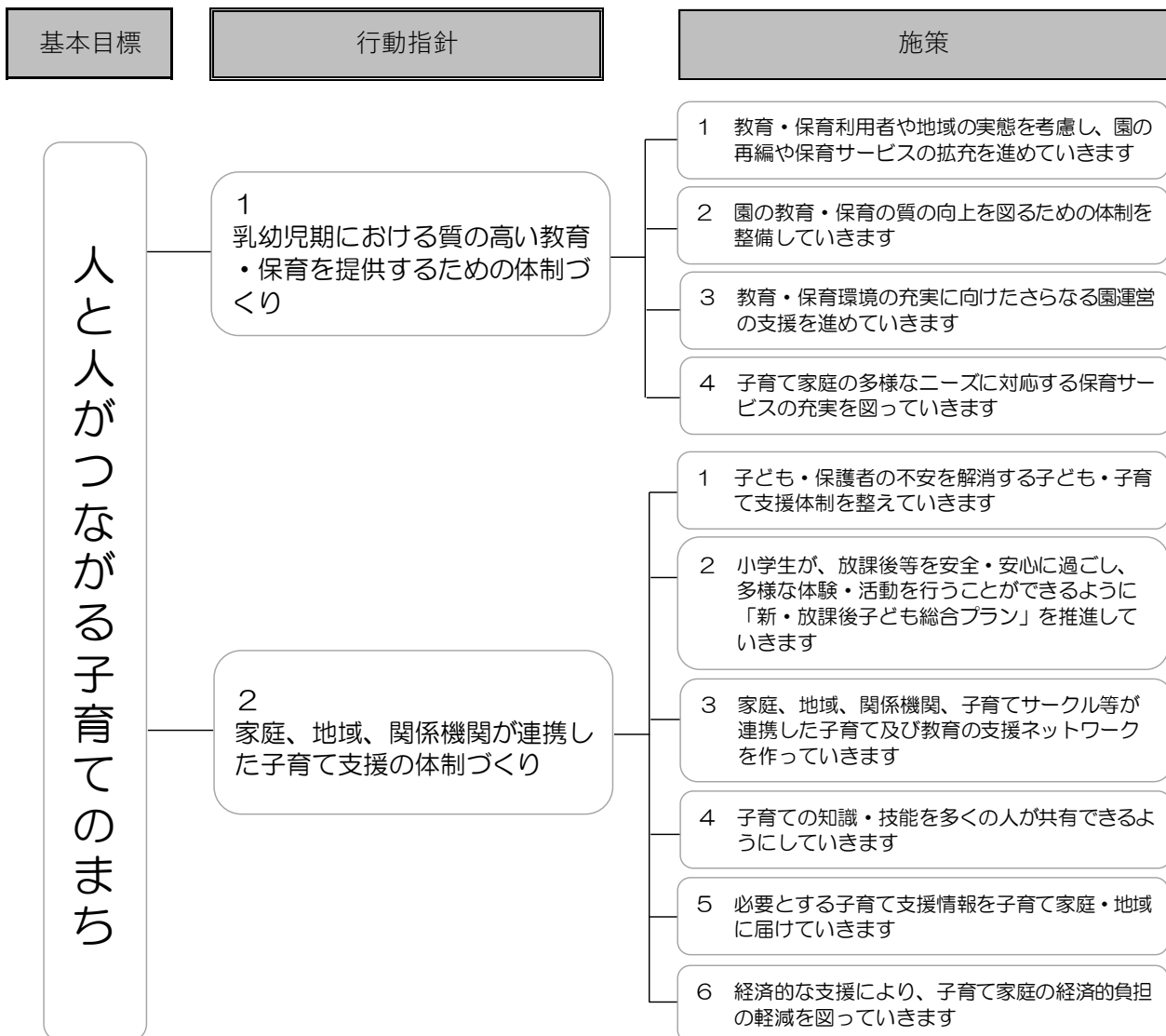
7 子育てに向き合うことができる就労環境及び家庭生活の実現

男性も女性も子育てに向き合えるようにするため、仕事と家庭生活を両立できる就労環境の実現を企業と家庭に働きかけていきます。

4 行動指針の体系

みんなの手で、

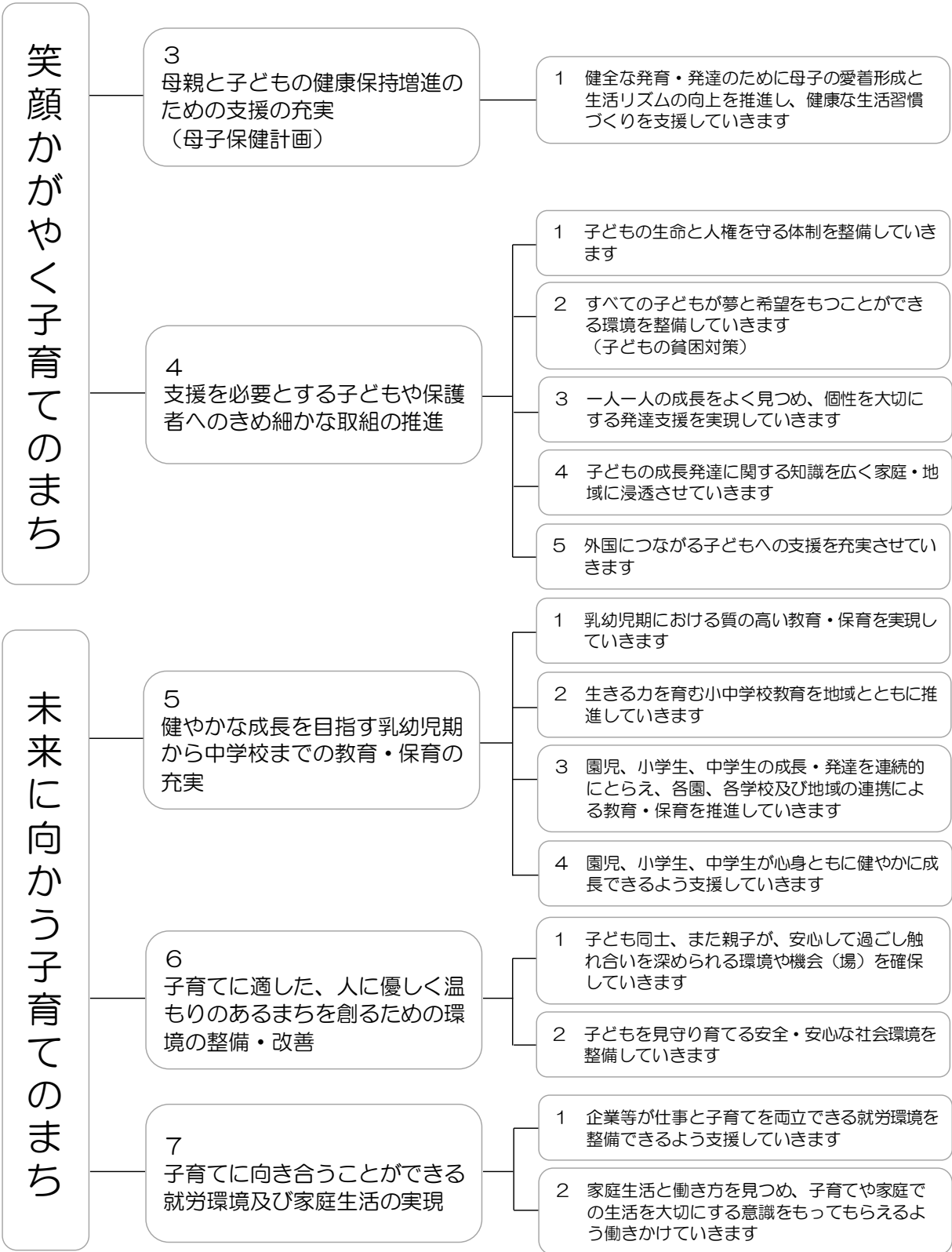
磐田の未来を開く子育てのまちを創ります



基本目標

行動指針

施策



第4章 行動計画

行動指針 1 乳幼児期における質の高い教育・保育を提供するための体制づくり

就学前の教育・保育を総合的に提供する体制を整備し、多様なニーズに対応していきます。

1 教育・保育利用者や地域の実態を考慮し、園の再編や保育サービスの拡充を進めていきます

(1) 園の再編や保育サービスの拡充

No.	施策・取組	内容
①	地域の実態や園の状況を踏まえた園の再編計画の策定・見直し	地域的な保育ニーズの偏り、園定員の充足状況や園舎の老朽化等を踏まえた園の再編計画の策定・見直しをしていきます。
②	教育・保育利用者のニーズに応じた保育サービスの拡充	幼稚園の認定こども園化など、多様な保育ニーズに応じた保育サービスを拡充していきます。

(2) 保育の提供量の確保

No.	施策・取組	内容
①	公私立園での保育定員の見直し	園の実情や入所状況に応じて、保育定員の見直しの検討や支援をしていきます。
②	必要に応じた民間事業者の参入支援	公立園の民営化や民間事業者の新規参入などに対し、必要に応じて支援をしていきます。

2 園の教育・保育の質の向上を図るための体制を整備していきます

(1) 園の教育・保育の質の向上を目指した体制づくり

No.	施策・取組	内容
①	公私立各園の更なる連携の推進	教育・保育の質の向上を図るために、公私立の幼稚園・保育園・認定こども園の更なる連携を進めていきます。
		教育・保育の質の向上を図るために、地域型保育事業・認可外保育施設等についても、連携と情報共有ができる体制づくりをしていきます。
②	各園の職員を支える研修会の実施	公私立の幼稚園・保育園・認定こども園等の職員が、自らの教育・保育の力量を高めることができる研修の機会を設定していきます。
③	認可外保育園との情報共有や運営支援・指導を実施	認可外保育園の教育・保育の質の向上や連携に向け必要な情報の共有や園運営への必要な支援・指導を実施していきます。

(2)きめ細かな教育・保育を進めるための職員体制の整備

No.	施策・取組	内容
①	個に応じた支援をするための職員配置	個に応じた支援を充実させるために、適切な職員配置に努めていきます。
②	適正な学級定数基準の設定	教育・保育の質を高めるために、公立幼稚園の3歳児については学級定数を25人以下とします。

3 教育・保育環境の充実に向けたさらなる園運営の支援を進めていきます

(1)公私立園ともに十分な保育士の確保

No.	施策・取組	内容
①	保育士の処遇改善の推進	保育士の給与面、働き方、働く環境を見直し、働きやすい、働きたいと思える体制整備を進めていきます。
②	保育士を目指す機会の提供	学生や有資格者に対して園及び保育士の魅力を紹介するとともに、潜在保育士の復帰支援に努めていきます。

4 子育て家庭の多様なニーズに対応する保育サービスの充実に努めていきます

(1)一時的な保育ニーズに対応するための保育体制づくり

No.	施策・取組	内容
①	一時預かり事業の実施 ★一時預かり事業	家庭において保育を受けることが困難となった乳幼児について、保育園、子育て支援センター等において一時預かり事業を実施していきます。
②	病後児保育の実施 ★病児保育事業	児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団生活が困難な期間において、当該児童を診療所や保育園、認定こども園に付設された専用スペースで一時的に保育する病後児保育を継続していきます。
③	病児保育の実施 ★病児保育事業	児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を診療所等に付設された専用スペースで一時的に保育する病児保育の実施を進めていきます。

(2)適正な保護者負担の検討

No.	施策・取組	内容
①	適正な利用料金等の検討	保護者のニーズや社会的情勢等を踏まえ、適正な利用料金等を検討していきます。
②	給付方法の検討	保護者のニーズに応じて、適正な給付の回数や方法等を検討していきます。

行動指針 2 家庭、地域、関係機関が連携した子育て支援の体制づくり

家庭、地域、関係機関の連携が図られた子育て支援の体制を整備し、安心して子育てができるようにします。

1 子ども・保護者の不安を解消する子ども・子育て支援体制を整えていきます

(1) 身近な子育て支援体制づくり

No.	施策・取組	内容
①	子育て家庭のニーズや地域の子育て支援の実態把握	子育て支援施設や子育て支援サークル等、地域の子育て支援の実態把握に努め、地域における子育て支援体制づくりにつなげていきます。
		家庭訪問、健康診断等の事業において相互理解を深め、子育て家庭の状況やニーズを適切に把握していくことに努めていきます。
②	地域の力を生かした子育て支援 ★母子保健	民生委員・児童委員や自治会役員等と子育て家庭、学校、各施設との連携について検討し、有効な子育て支援策を検討していきます。
③	子育て相談員による支援	子育て相談員が、乳児がいる家庭の求めに応じて訪問し、子育ての手助けをしたり、不安の解消に努めたりしていきます。
④	多胎児をもつ親への支援	子育て相談員の訪問支援等による、多胎児をもつ親への支援の充実に努めます。

(2) 子育て支援センターの整備

No.	施策・取組	内容
①	子育て支援センターの計画的な整備の推進 ★地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターの配置計画を策定し、市内全域の子育て支援サービスの充実に努めます。
②	利用者ニーズを踏まえた支援の充実	利用者ニーズを踏まえた、子育て支援センター事業の充実に努めます。

(3) 不安を解消する相談体制づくり

No.	施策・取組	内容
①	保護者のための相談窓口 ★利用者支援事業	保護者が子どもの発育や子育ての不安や悩みを行政窓口や地域の拠点施設に相談できる体制を整備していきます。
②	子どものための相談窓口	児童・生徒が、直接相談できる窓口を整備し、必要なときに安心してすぐに相談できるよう体制を整えていきます。

(4) 子育ての専門性を有した人材育成の推進

No.	施策・取組	内容
①	子育て相談員・子育て支援センター職員等を対象とした研修の実施	子育て相談員・子育て支援センター職員等の専門性を高めるための研修の充実に努めます。

2 小学生が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように「新・放課後子ども総合プラン」を推進していきます

(1)放課後児童クラブの整備

No.	施策・取組	内容
①	利用者ニーズに対応した体制づくり ★放課後児童クラブの整備	受け入れ施設の整備及び必要な支援員数の確保に努めていきます。
②	支援員の専門性及び質の向上のための取り組み	発達障がいやアレルギー対策等の研修会、県のアドバイザー派遣により、支援員の専門性及び質の向上を図ります。
③	放課後子供教室との一体的な取り組み	開催場所（学校や交流センター等）が同じ放課後子供教室の学習や体験・交流活動に、児童クラブの児童も参加していくようにします。
④	小学校の余裕教室等の活用	小学校と連携し、余裕教室等を活用した児童クラブの運営を推進することで、対象学年拡大に伴う利用児童の増加に対応していきます。
⑤	開所時間延長の検討	保育園や近隣の児童クラブの状況や利用者のニーズを把握し、児童クラブの開所時間の延長について検討していきます。
⑥	放課後児童クラブの役割の向上	基本的な生活習慣の習得や異年齢児童との交わりを通じ、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図ります。

(2)放課後子供教室の整備

No.	施策・取組	内容
①	放課後子供教室の拡充	放課後の子どもたちの生活を充実したものにしていくために、放課後子供教室の増設に努めていきます。
②	放課後児童クラブとの連携	共通のプログラムを企画する等、放課後児童クラブの従事者と連携し、放課後児童クラブの利用児童の中の希望者が子供教室に参加できるようにしていきます。
③	指導員の資質向上を図る研修	放課後子供教室の指導員を対象とした個に応じた支援に関する研修を実施することにより、指導員の専門性及び資質の向上を図っていきます。

3 家庭、地域、関係機関、子育てサークル等が連携した子育て及び教育の支援ネットワークを作っていきます

(1)子育て家庭をつなげる相互支援体制づくり

No.	施策・取組	内容
①	子育て交流活動への支援	地域の子ども・子育て支援サークルや子育て家庭と地域の方々との交流を促進する活動を支援していきます。
②	ファミリーサポートセンター事業 ★子育て援助活動支援事業	事業について広報するとともに、援助会員の拡大及び育成を進め、様々な子育てニーズに対応していけるようにします。
③	子育て支援センターによる交流活動への支援 ★地域子育て支援拠点事業	地域が取り組む子育て支援、子育て交流事業等に対する子育て支援センターの支援を拡充していきます。

4 子育ての知識・技能を多くの人が共有できるようにしていきます

(1) 子育てに必要な知識・技能の啓発

No.	施策・取組	内容
①	親支援講座の開催	保護者を対象とした子育て講座・親支援講座を開催し、子育ての悩みを解消したり、幼児期の適切なしつけに役立つ知識・技能を伝えたりしていきます。
②	健康診断時等における啓発活動	健康診断時等に個別相談の機会を設け、子育てに役立つ母子保健の知識を伝えていきます。

5 必要とする子育て支援情報を子育て家庭・地域に届けていきます

(1) 広く市民に届けるための情報提供手段の充実

No.	施策・取組	内容
①	子育て応援サイト・子育てアプリ等による情報提供	子育て支援を目的とした様々な取り組みを子育て応援サイトや子育てアプリ、子育て情報誌により発信し、いつでも利用者が情報を得ることができるようにしていきます。

6 経済的な支援により、子育て家庭の経済的負担の軽減を図っていきます

(1) 子どもを守り育てる手当・助成の整備

No.	施策・取組	内容
①	こども医療費の助成	子どもを安心して育てられるよう高校生年代までの子どもの医療費の助成を行います。
②	児童手当の支給	子どもを育てる家庭の生活の安定と子どもの健全育成のために、中学3年生までの子どもを養育している保護者に手当を支給します。
③	未熟児養育医療費の助成	入院医療を必要とする未熟児に対して、養育に必要な医療費を助成します。
④	中学生スタートアップ 応援事業	中学という新しいステージに向かう子どもの成長を応援するとともに、制服等の購入に使える商品券を支給します。
⑤	小学校給食費の1か月無償化	入学・進級する小学生に応援の気持ちを届けるため、4月を『みんなで考えよう食と学校給食「食ありがとう月間」』と位置づけ、給食費を1か月無償化します。

行動指針 3 母親と子どもの健康保持増進のための支援の充実（母子保健計画）

妊娠期から乳幼児期までの母子の健康保持増進及び乳幼児、児童の健やかな成長のために、愛着形成と生活リズムの向上を推進し母子保健の充実を図ります。

また、関係機関との連携体制を強化し、妊娠期から乳幼児期までの切れ目ない支援体制を構築します。

1 健全な発育・発達のために母子の愛着形成と生活リズムの向上を推進し、健康な生活習慣づくりを支援していきます

(1) 妊娠期を迎えるための経済的な支援

No.	施策・取組	内容
①	不妊・不育症治療費補助	妊娠を希望している夫婦への経済的負担の軽減のために、一般不妊治療費、特定不妊治療費及び不育症治療費の補助を継続します。
		不妊・不育症治療を必要とする方が、不妊治療費等の補助に関する情報を得ることができるようにするために、広報紙、ホームページ、リーフレットの配布等による情報発信に努め、制度の利用促進を図ります。

(2) 妊娠産褥期の適切な健康管理と支援

No.	施策・取組	内容
①	母子健康手帳の交付と保健指導	妊産婦の健康管理と子どもの健やかな成長のために、母子健康手帳を交付し、妊娠中の健康管理、出産・育児のための適切な情報提供と相談支援に努めます。
		妊婦の喫煙・飲酒状況を把握し、喫煙・飲酒の胎児への影響等について、適切な情報提供に努めます。
		個別に支援を必要とする妊婦に対して継続的に保健指導の実施に努めます。
②	妊産婦健康診査の実施と適切な受診のための啓発活動 ★妊婦健康診査	妊産婦の健康管理と子どもの健やかな成長のために、妊産婦健康診査や歯科健康診査の費用を一部補助し、適切な受診の啓発に取り組みます。
③	産後ケア事業の実施	医療機関等と連携した産後ケア事業により、支援の必要な産婦の心身のケア、育児のサポート等を行い、出産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。
④	医療機関等との連携	安全・安心な妊娠出産を目指し、産婦人科医療機関や県西部保健所、庁内関係機関等と支援の方向を検討し情報交換をしながら、適切な妊産婦への支援を進めます。

(3)乳幼児の健全な発育・発達のための支援

No.	施策・取組	内容
①	こんにちは赤ちゃん訪問事業 ★乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問を実施し、産婦の健康管理のための支援を行うとともに、育児等に関する様々な不安や悩みを把握し、子育て支援に関する必要な情報の提供に努めます。
		安心して子育てができるよう、相談機関等の窓口の周知を図るとともに、支援が必要な産婦や乳児に対して、関係機関と連携を図り、育児支援を進めます。
②	地域における子育て支援	健全な発育・発達を促し、子育ての悩みに対応するため、保健師・栄養士・歯科衛生士・心理士による相談を実施します。
		保護者が楽しんで育児に取り組めるように育児支援の情報を提供し、父親の積極的な育児参加を促します。 地域において交流の場を設け、健全な発育発達を促すための啓発や育児相談を実施し、子育て支援を進めます。
③	育児教室及び健康教育等の実施	乳幼児の年齢に応じた育児教室を開催し、健全な発育発達を促すための情報の提供に努めます。
		母子愛着の形成及び生活リズム向上を目指し、健康診査や教室・相談・訪問の機会を通して、必要な情報を提供します。
		乳幼児揺さぶられ症候群、乳幼児突然死症候群、乳幼児事故等を予防するため、健康診査や教室・相談・訪問の機会を通して、必要な情報を提供します。
④	乳幼児健康診査の実施	発育及び発達の節目の時期をとらえ、4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に健康診査を実施し、子どもが健康でいきいきと成長していくことができるよう支援していきます。
		健康診査未受診者に対しての、受診勧奨や状況把握に努めます。
		生まれつきの難聴をいち早く発見し、早い段階で適切な療育が受けられるようにするため、新生児聴覚スクリーニング検査の費用を補助します。
⑤	親支援教室と乳幼児個別支援の実施	幼児健康診査等で支援が必要とされた子どもと保護者を対象に、親支援教室や訪問・相談等で支援します。
⑥	乳幼児の成長発達を促すための連携支援	関係機関との連携を図り、疾病や障がいの早期発見に努め、早期療育に繋がります。

(4) 健康な生活を送るための生活習慣づくり

No.	施策・取組	内容
①	生活リズム向上の取組み	健全な発育・発達を促し、生活習慣病を予防するために、「食べて動いてよく寝よう」をテーマに、関係機関と連携を図りながら、生活リズム向上のための啓発に努めます。
②	年齢に応じた望ましい食生活の啓発	年齢や発達段階等に応じた望ましい食習慣の確立のために、具体的な実践方法を啓発します。
		給食を提供する園や学校において、食物アレルギーのある子どもの状態を把握し、適切で安全な給食の提供に努めます。
③	歯科保健の取組み	口腔内の疾病予防や口腔機能に関する知識の普及啓発のために、健康教育やフッ化物の塗布・洗口等の推進に取り組みます。

(5) 感染症対策の推進

No.	施策・取組	内容
①	予防接種事業の実施	感染症を予防するため、予防接種の啓発に取り組み、接種率の向上に努めます。

行動指針 4 支援を必要とする子どもや保護者へのきめ細かな取組の推進

支援を必要とする子どもや保護者が、自らの権利が保障され、生まれ育った環境に左右されることなく、現在と未来に夢や希望をもって生活を送ることができるよう、子どもとその家族の状況に応じた必要かつきめ細やかな支援を行います。

1 子どもの生命と人権を守る体制を整備していきます

(1) 児童虐待・DV等の防止対策の推進

No.	施策・取組	内容
①	総合的な支援体制の整備 (こども・若者相談センター)	児童虐待対応を含め、児童に対する継続的なソーシャルワークを行う「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の機能と、DVへの対応・中学卒業以降の児童に対する若者相談を一体的に行い、複雑な要因によるケース等にも総合的な相談支援ができる運用に努めます。
②	妊娠期からの児童虐待 防止対策の実施 ☆母子保健	虐待の発生を防ぐために、妊娠・出産・育児に不安を抱えている保護者に対して個別支援を継続して実施していきます。また、必要に応じ関係機関との連携に努めます。
③	要保護児童等対策協議会 の機能充実	要保護児童等対策協議会の充実を図り、各関係機関との連携強化に努めていきます。また、支援が必要な子どもに対しては、再発防止に向けた継続的な支援に努めていきます。
④	専門性を有した人材の 配置・育成の推進	相談・訪問対応強化や関係機関との連携強化のため専門職(教員・保健師・保育士等)を配置し対応力を高めるとともに、人材の育成にも努めていきます。
⑤	児童虐待防止の啓発活動 (オレンジリボン運動)	虐待通報義務についての啓発を進め、早期発見・早期対応・未然防止の取り組みがより確かに行われる地域づくりに努めていきます。

(2) 養育困難な状況を支える育児支援の充実

No.	施策・取組	内容
①	養育支援が必要な家庭の 継続的支援 ★養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に対して、養育支援訪問員等による指導・助言を行い、当該家庭が適切に養育できるようにしていきます。
②	ショートステイ事業の実施 ★子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を預かることによって、子育て家庭を支えていく体制を整備していきます。
③	里親制度の普及啓発と支援	児童相談所と連携を図りながら里親制度の普及啓発を行うとともに、本市独自の里親支援にも努めていきます。

(3)子どもの人権を守る意識の浸透

No.	施策・取組	内容
①	地域での人権意識向上のための取り組み	地域の大人が、子どもの人権や児童・青少年の育成のために果たすべき役割について考えを深める機会の提供に努めていきます。
②	人権教育の取り組み	学校・園において人権教育を総合的に推進し、自他を尊重し、互いに支え合いながら生活する「共生」の意識を醸成していきます。

2 すべての子どもが夢と希望をもつことができる環境を整備していきます（子どもの貧困対策）

(1)教育の支援

No.	施策・取組	内容
①	スクールソーシャルワーカーの配置	子どもや保護者の学校生活・養育等における不安や悩みを解消するためにスクールソーシャルワーカーを配置し、福祉的な視点で子どもの健全な成長を支援します。
②	学習チャレンジ事業	生活困窮世帯の子どもを対象に、学習の場の提供や教育相談を行うことにより、高校への進学を後押しし、将来の自立促進に向けた支援を行います。
③	就学援助費の支給	経済的理由によって小中学校での就学が困難な子どもの保護者に対し、学用品や経費の一部を補助します。
④	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の所得に応じ、教育・保育施設の日用品・文房具など必要な物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用などの実費負担について補助を行います。

(2)生活の支援

No.	施策・取組	内容
①	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者の様々な相談に応じ、必要な情報提供や助言等の支援を一体的に行うことで、生活困窮者の社会的・経済的な自立を促進します。

(3)保護者の就労支援

No.	施策・取組	内容
①	生活困窮者就労準備支援事業	生活困窮者で就労に向けた準備が必要な者に対して、それぞれの状況に応じた就労準備支援メニューで就労に向けた自立をサポートします。
②	高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母及び父子家庭の父が就職に有利な資格を取得するため養成機関で1年以上のカリキュラムを修業している場合に、毎月訓練促進給付金を、卒業後に修了支援給付金を支給します。
③	自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母及び父子家庭の父が就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の入学料及び受講料の一部を支給します。

(4) 経済的な支援

No.	施策・取組	内容
①	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭になった方に手当を支給します。
②	母子家庭等医療費の助成	ひとり親家庭の経済的負担の軽減のために、医療費を助成していきます。
③	ひとり親家庭子育てサポート事業	児童扶養手当の受給者が、病後児・延長・休日保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合に利用料の一部を助成します。
④	関係機関と連携した支援	母子・父子・寡婦福祉資金や JR の通勤定期乗車券の割引など、県や関係機関と連携した支援を行います。

3 一人一人の成長をよく見つめ、個性を大切にす発達支援を実現していきます

(1) 乳幼児期からの早期の的確な支援の充実

No.	施策・取組	内容
①	乳幼児健康診査時における専門職による相談 ☆母子保健	各種健康診査時に専門職に相談する機会を設け、発達障がいが見られる場合には、早期に支援を進めることができるようにします。
②	発達支援センターの機能の強化	検査、支援の必要性を考慮したうえで、ニーズに見合うように発達支援センターに専門職員を配置し、早期に支援体制が整うようにします。
③	医療的ケアが必要な児童への支援	医療的ケアが必要な児童が必要なサービスを受けられるよう支援体制の整備を進めます。

(2) 切れ目のない発達支援体制の充実

No.	施策・取組	内容
①	障害児通所支援事業	身近な地域での生活を支援する通所サービス、相談支援に対して給付を行います。
②	就労支援までの一貫した発達支援体制の整備	児童発達支援から就労支援までの一貫した支援体制を整備します。 児童発達支援センター、発達支援センター、関係機関等が連携した地域における発達支援ネットワークの構築を促進していきます。
③	ライフステージに応じた相談支援	発達支援センターの来所相談・巡回相談、保健師による相談、保育園等訪問支援、障害児相談支援事業、教育相談など、どのライフステージにおいても相談できる窓口を整備します。

(3) 幼稚園、保育園、認定こども園、小中学校における特別支援の充実

No.	施策・取組	内容
①	各園や各学校における特別支援体制の確立	発達障がいを含むすべての障がいのある園児・児童の実態を的確にとらえ、個別の指導計画、教育支援計画を作成して活用するとともに、関係機関との連携により必要な支援を行っていきます。
②	職員研修の充実と職員への専門機関による支援	校内・園内における職員研修の充実を図るために、専門機関・専門職員が計画的に研修への支援を推進します。
		幼稚園、保育園、認定こども園及び小中学校と発達支援センターとの連携を強固なものとし、巡回相談が適切かつ有効な支援の機能を果たせるようにしていきます。

(4) 支援者等の専門性の向上

No.	施策・取組	内容
①	発達支援研修の計画的実施	関係機関の職員や支援者の課題を把握し、現場で活かせる研修を計画的に実施していきます。
②	発達支援ハンドブックの活用	「発達支援ハンドブック」を幼稚園、保育園、認定こども園及び小中学校の職員や発達支援に関わる職員が日常の教育・保育において有効に活用することによって、子どもが必要な支援を受けられるようにしていきます。

4 子どもの成長発達に関する知識を広く家庭・地域に浸透させていきます

(1) 保護者・子育て家庭への啓発の推進

No.	施策・取組	内容
①	保護者対象の支援講座の実施	不安や悩みをもつ保護者を含め、発達支援に関心のある保護者を対象に、子どもへの対応方法などを学ぶとともに孤立感を軽減する講座を開催します。
②	成長・発達に関する知識の普及	乳幼児健康診査や乳幼児教室、家庭訪問等の機会をとらえ、専門的な知識のある職員が発達に関する相談に応じたり、知識を伝えたりしていくことに努めます。

(2) 地域・社会への啓発の推進

No.	施策・取組	内容
①	知識啓発のための講演会の開催	発達障がいについての理解を広めるため、一般市民向けの講演会を開催します。
②	発達支援に関する情報提供	発達障がいについての理解を広めていくために、障がいの表れや適切な対応をリーフレット等にまとめ、発達障がいに関する情報提供に努めます。

5 外国につながる子どもへの支援を充実させていきます

(1) 教育環境の整備

No.	施策・取組	内容
①	児童・生徒数の増加・多国籍化に対応した支援体制の整備	初期支援教室や園・学校に外国人相談員を配置または派遣することにより、外国につながる児童をサポートしていきます。また、学校と多文化交流センターの連携を深めていきます。
②	多文化交流センター等による支援	小中学校と連携し、多文化交流センター等において、外国人の子どもが自立した生活を送れるよう学習支援を行います。

(2) 保護者への情報提供

No.	施策・取組	内容
①	相談窓口への通訳の配置	こども部窓口やにこっと、園などの相談窓口に通訳を配置し、保護者への情報提供に努めます。
②	子育てアプリによる情報提供	子育て支援を目的とした様々な取り組みを多言語版子育てアプリにより発信し、いつでも保護者が情報を得ることができるようになります。

行動指針 5 健やかな成長を目指す乳幼児期から中学校までの教育・保育の充実

社会において自立的に生きる基礎を培うために、学校、園、地域が連携し、子どもの豊かで健全な心身と確かな学力を育てる質の高い教育・保育を実践します。

1 乳幼児期における質の高い教育・保育を実現していきます

(1) 教育・保育の確かな基盤づくり

No.	施策・取組	内容
①	職員研修の充実	乳幼児理解、教育課程、保育課程、コンプライアンス等、多様な視点から研修を充実させていきます。
②	教育・保育の評価の実施	教育・保育の質を高めるために、各園が適切に評価を行い、教育・保育の改善に努めていきます。
③	各園の教育・保育環境の研究・改善	乳幼児が興味・関心をもち生き生きと活動できるようにするために、教育・保育環境の研究・改善に努めていきます。

(2) 教育・保育の質を高める幼稚園・保育園・認定こども園の連携推進

No.	施策・取組	内容
①	合同研修の実施	各園の職員が互いに保育実践を公開し合い、よりよい保育の在り方を追求していきます。
②	相互体験実習の実施	各園の体験実習を計画的に実施し、職員の専門性の向上を図っていきます。

2 生きる力を育む小中学校教育を地域とともに推進していきます

(1) 生きる力の育成を図る基盤づくり

No.	施策・取組	内容
①	小中一貫教育の充実	学府（各中学校区）において小中学校の9年間を見通し、小中共通の目標、カリキュラム、指導方法を考え、小中協働による教育を進めます。
②	学校運営協議会の設置 （コミュニティスクール推進）	地域とともにある学校づくりを推進していくために、全小中学校に学校運営協議会を設置し、推進していきます。
③	学校評価の実施	各学校が適切に学校評価を実施し、教育活動や学校運営について、組織的かつ継続的に改善を図っていきます。
④	新時代の新たな学校づくり （小中一体校の整備）	社会状況の変化に対応するため、人と人とのつながりの深まりを目指し、小中一体校の整備に取り組みます。
⑤	教職員の研修の充実	多様な視点で教職員研修の充実を図り、教育の質の向上を実現します。
⑥	教育機器の適切な配備	小中学校において、大型モニター、書画カメラ、パソコン・タブレット端末等の整備を拡充し、子どもの興味関心を引き出す授業を目指していきます。

(2) 自他の権利を大切にせる教育の推進

No.	施策・取組	内容
①	自他を重んずる心を育てる教育活動	道徳の時間を中心に、教育活動全体を通じて自他を重んずる心を育てる教育を行っていきます。
②	男女共同参画意識を高める教育活動	男女が性別により差別されることなく、共に個性と能力を十分発揮できるよう、個人の権利を尊重する教育活動の充実に取り組んでいきます。
③	豊かな心を育む体験学習	体験学習を効果的に導入し、確かな知識を獲得するとともに、様々な価値に触れる中で、感じたり、考えたり、喜びを味わったりできるようにし、豊かな心を育てていきます。

(3) 子どもの心を支えるための学校と専門機関における相談体制づくり

No.	施策・取組	内容
①	心の教室相談員の配置	一時的に学校生活に適應できない小学生と中学生を支援するために、心の教室相談員を配置し相談に応じていきます。
②	教育支援センターによる相談活動の実施	一時的に登校できなくなった小学生と中学生の支援のために、教育支援センターの機能の充実に努め相談に応じていきます。

3 園児、小学生、中学生の成長・発達を連続的にとらえ、各園、各学校及び地域の連携による教育・保育を推進していきます

(1) 地域を生かした体験学習の充実

No.	施策・取組	内容
①	伝統行事を後世に伝えていく機会の設定	地域の歴史や伝統行事を学ぶことをとおして、地域のよさを知り、それらを守り伝えようとする気持ちを育てていきます。
②	子どもたちと地域高齢者との交流の場の設定	幼稚園・保育園・認定こども園・小中学校と地域組織や地域施設が連携し、子どもたちと高齢者との交流の場をつくっていきます。
③	子どもたちの地域活動参加を促す働きかけ	子どもたちが地域活動へ積極的に参加していくよう、各園・各学校から働きかけていきます。

(2) 共に楽しむ交流活動の推進

No.	施策・取組	内容
①	中学生と園児との交流体験の実施	日常的な教育活動において、中学生と園児との交流活動を進めていきます。
②	小学生と園児との相互交流活動の実施	それぞれの教育・保育のねらいの達成のために、小学生と園児が活動の場を共有し、交流を深められるようにしていきます。

(3) 幼稚園・保育園・認定こども園と小学校の円滑な連携・接続の推進

No.	施策・取組	内容
①	各園と小学校の円滑な連携・接続の取組み	公私立の幼稚園・保育園・認定こども園と小学校の職員による合同研修会を継続し、接続期の教育・保育の在り方を追求し、子どもの成長の機会を保障していきます。
②	生活環境の変化に関する理解を促す保護者への働きかけ	公私立の幼稚園・保育園・認定こども園、小学校それぞれが、子どもたちが環境の変化を成長の機会としていけるように、子どもの生活環境が変わることについての理解を促す保護者への働きかけに努めていきます。

4 園児、小学生、中学生が心身ともに健やかに成長できるよう支援していきます

(1) 適切な生活習慣の定着を図る健康教育の推進

No.	施策・取組	内容
①	健康教育の取組み	健康の保持増進のための教育を各園、各学校において、発達段階を考慮し計画的に進めていきます。
②	健康被害防止のための教育の取組み	小学校高学年、中学校においては薬物乱用、飲酒・喫煙防止の教育の充実を図ります。
③	食育の取組み	各園、各学校において、「食生活」についての関心を高め、知識を広めるための取組みを進めていきます。特に、小学校においては食や学校給食のありがたさ、大切さ、食育の重要性等を児童・保護者・家庭等で考え、再認識するため、毎年4月を『みんなで考えよう食と学校給食「食ありがとう月間」』と位置づけ、取り組んでいきます。

(2) 地域における触れ合いの場の充実

No.	施策・取組	内容
①	スポーツに関するイベント・教室等の実施	運動を楽しみながら親子、子どもたち同士が触れ合いを深める機会を提供していきます。

(3) 小学生及び中学生の健全育成を図る思春期における教育の充実

No.	施策・取組	内容
①	小中学校ふれあい体験講座等の実施 ☆母子保健	命の大切さや妊娠・出産について考える機会として、小中学生と乳幼児（赤ちゃん）が触れ合う場の提供をします。
②	中学校における性体験に関する指導の実施	性体験の危険性を含む、性に関する正しい知識を習得できる性教育の充実を図っていきます。
③	小中学校におけるキャリア教育の取組み	意思決定を繰り返しながら成長し、自らの目指す姿を実現していく力（キャリア発達にかかわる力）が育つように、各学校において到達目標とそれを具体化した教育プログラムを定め、具体的な教育活動の改善につなげていきます。

行動指針 6 子育てに適した、人に優しく温もりのあるまちを創るための環境の整備・改善

安心して子育てができる、人に優しく温もりのあるまちにするために、道路・交通環境、地域環境、防犯体制等の改善・整備に努めます。

1 子ども同士、また親子が、安心して過ごし触れ合いを深められる環境や機会(場)を確保していきます

(1) 子育て・保育のための園庭の整備・活用の推進

No.	施策・取組	内容
①	園庭開放による子育て環境の充実	地域の未就園児の親子を対象とした園庭開放により、子育て環境を充実させていきます。
②	充実した保育のための園庭環境の整備	園児が主体的に活動する保育を実施するための園庭環境を検討し、整備していきます。

(2) 公園整備及び美化活動の推進

No.	施策・取組	内容
①	利用者の声を反映させた公園整備	ワークショップを開催し利用者が使いやすい公園を整備していきます。
②	地域住民が使用する公園の管理	まち美化パートナー（地域美化のための住民の協力）による公園の管理を実施していきます。

(3) 自然を体感できる環境整備の推進

No.	施策・取組	内容
①	豊かな自然環境の保全	周りにある豊かな自然環境を市民全体で保全していけるように取り組みを進めていきます。
②	自然とふれあう機会の提供	自然の中で遊ぶ機会が得られにくい現状を踏まえ、自然体験教室、自然観察、ウォーキングなど、地域のイベントなどを通じ、自然と触れ合う機会を提供していきます。

2 子どもを見守り育てる安全・安心な社会環境を整備していきます

(1) 有害環境排除の推進

No.	施策・取組	内容
①	地域パトロールの実施	夏休み等の長期休業中期間を中心に、地域住民等の協力を得て地域パトロールを実施していきます。
②	規制に基づく指導の強化	ゲームセンター等遊戯施設の出店について、都市計画法の規制に基づき指導をしていきます。

(2)安全を守る防犯体制の強化の促進

No.	施策・取組	内容
①	防犯パトロールの実施	自治会の協力により、地域でのパトロールを行い、子どもが巻き込まれる犯罪の防止に努めます。
②	不審者情報の伝達	「いわたホットライン」を活用し、不審者の情報を家庭・地域へ配信します。
③	街灯・防犯灯の維持管理及び点灯の働きかけ	夕方以降の子どもたちの安全確保のために、街灯・防犯灯の維持管理に努めるとともに、家庭での玄関灯の点灯を働きかけていきます。
④	「こども 110 番の家」普及のための啓発活動	地域に呼びかけ、「こども 110 番の家」参加家庭の増加を図り、登下校時の子どもの安全確保に努めます。

(3)安全・安心な道路交通環境整備の推進

No.	施策・取組	内容
①	道路整備事業の実施	子どもやベビーカーを押す人のことを考え、段差の解消を段階的に進めていきます。
②	事故防止対策の取り組み	ドライバーに対し安全運転を啓発していきます。 保護者へチャイルドシートの着用を啓発していきます。
③	通学路等の安全確認・安全確保	通学路等の合同点検を実施し、安全が確保されているか確認し、学校・地域において危険回避のための指導を実施します。 また、安全確保のための整備作業を計画的に進めていきます。

行動指針 7 子育てに向き合うことができる就労環境及び家庭生活の実現

男性も女性も子育てに向き合えるようにするため、仕事と家庭生活を両立できる就労環境の実現を企業と家庭に働きかけていきます。

1 企業等が仕事と子育てを両立できる就労環境を整備できるよう支援していきます

(1) 就労環境改善の促進

No.	施策・取組	内容
①	育児休業等の各種制度に関する情報提供	育児休業をはじめ、育児のための休暇制度を利用しやすい環境を整えていくために企業に必要な情報を提供していきます。
②	柔軟な勤務体制に関する情報提供	就業時間の調整による残業時間の短縮、フレックスタイムや在宅勤務の導入など、子育てがしやすい環境を整えるための情報を企業に提供していきます。
③	職場復帰と再雇用の啓発活動	出産や育児で退職した者が、職場に復帰できる制度や新たに再雇用される制度の導入を啓発していきます。

(2) ワークライフバランス定着の促進

No.	施策・取組	内容
①	企業等への啓発活動	ワークライフバランスの考え方が浸透するよう企業等への啓発活動を進めていきます。
②	勤労者への情報提供	勤労者がワークライフバランスの意識をもつよう、労働団体等を通じて情報提供をしていきます。

2 家庭生活と働き方を見つめ、子育てや家庭での生活を大切にできる意識をもってもらえるよう働きかけていきます

(1) 家庭生活と仕事の両立を実現する意識の向上

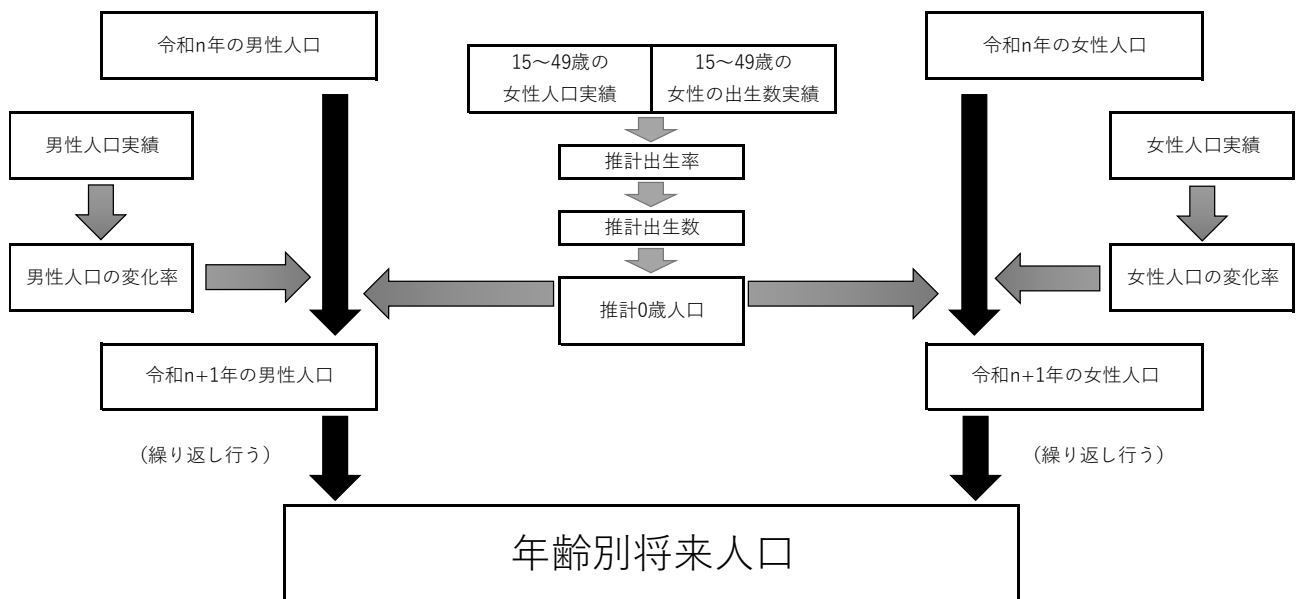
No.	施策・取組	内容
①	家庭への啓発活動	各家庭がワークライフバランスの意識を高めていくよう、啓発活動を検討し進めていきます。
②	子育て講座の実施	男性、女性の別なく、保護者を対象とした子育て公開講座への参加を呼びかけ、家庭において子育てを大切にできる意識の向上を目指していきます。
③	家庭内における男女共同参画意識の啓発活動	男女共同参画の基本理念に根差し、男女が協力して家庭内の役割を果たしていく意識を高めていくよう、啓発活動を検討し進めていきます。

第5章 計画の目標値等

1 磐田市の将来の人口推計

今回の子ども・子育て支援事業計画策定にあたり、市の将来人口の推計を行いました。推計は幼稚園、保育園の各学年の人数を求める必要があること、また子ども・子育て支援事業計画は5年間の計画期間であること、そして本市では特殊な人口変動が少ないと予想されることから、住民基本台帳の男女各歳別人口を基に、1歳ごとの男女別人口を求めるコーホート変化率法^{*}によって推計しています。

※コーホート変化率法：コーホート（cohort）とは、同年（又は同時期）に出生した集団の事を指し、コーホート変化率法とは、各コーホートについて過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法



①-1 人口推計

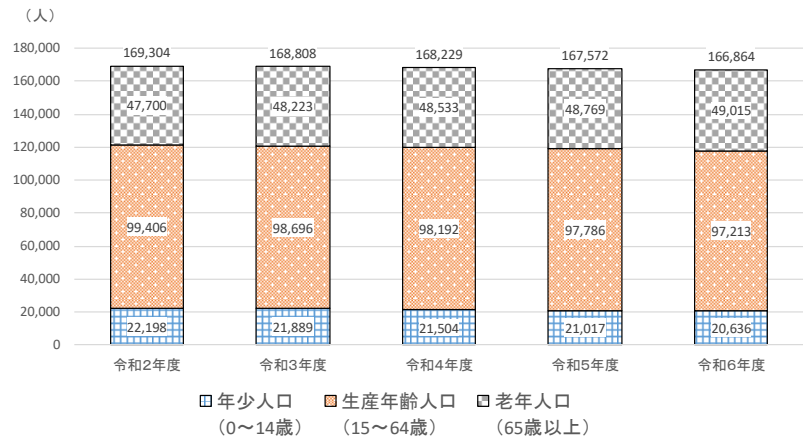
本市の人口は、本計画最終年の令和6年度は 166,864 人になると予想されます。

年齢3区分別にみると、年少人口（0歳～14歳）については令和2年度以降、減少していく見込みとなっており、令和6年度では 20,636 人になると予想されます。

生産年齢人口（15歳～64歳）は年少人口と同様に令和2年度以降、減少していく見込みとなっており、令和6年度では 97,213 人になると予想されます。

また、老年人口（65歳以上）は令和2年度以降増加していく見込みとなっており、

令和6年度では 49,015 人になると予想されます。



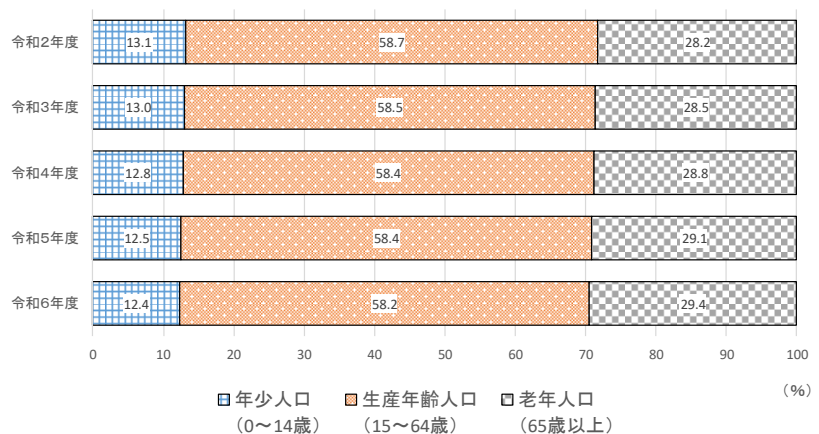
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年少人口 (0~14歳)	22,198	21,889	21,504	21,017	20,636
生産年齢人口 (15~64歳)	99,406	98,696	98,192	97,786	97,213
老年人口 (65歳以上)	47,700	48,223	48,533	48,769	49,015
総計	169,304	168,808	168,229	167,572	166,864

各年度4月1日時点

①-2 年齢3区分別推計人口割合

年齢3区分別推計人口割合をみると、年少人口（0歳～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）の割合は少しずつ低下していき、令和6年度では年少人口割合が 12.4%、生産年齢人口割合が 58.2%になると予想されます。

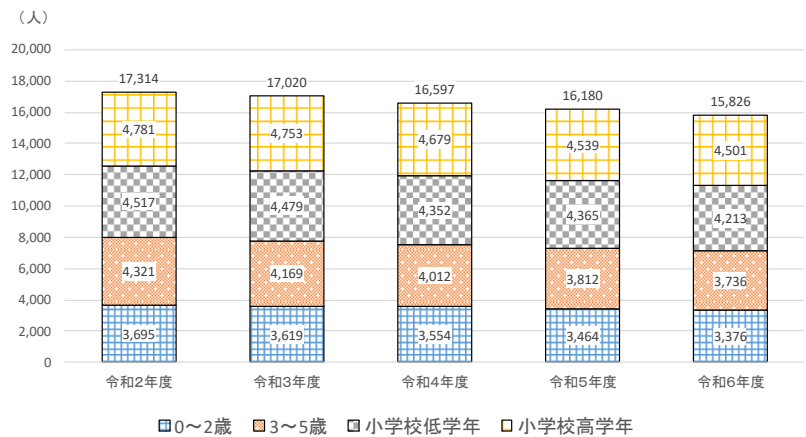
一方、老年人口（65歳以上）の割合は、令和2年度以降は上昇を続け、令和6年度では 29.4%になると予想されます。



各年度4月1日時点

②-1 児童人口推計

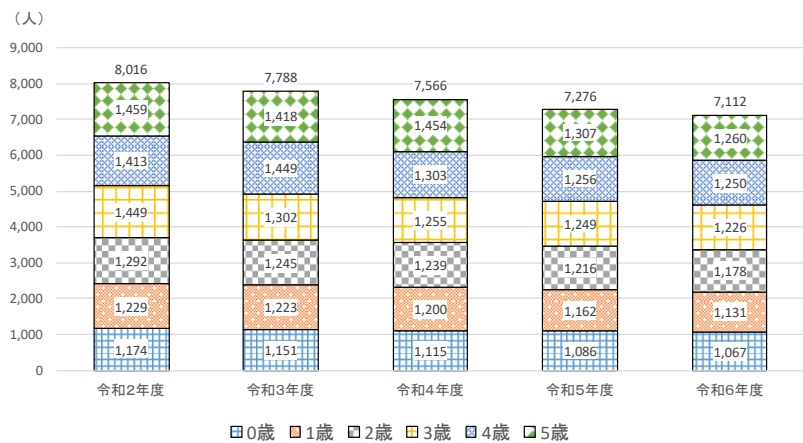
0歳～11歳の児童人口は、令和2年度以降減少を続け、本計画最終年の令和6年度は15,826人になると予想されます。



各年度4月1日時点

②-2 0歳～5歳児童の推計

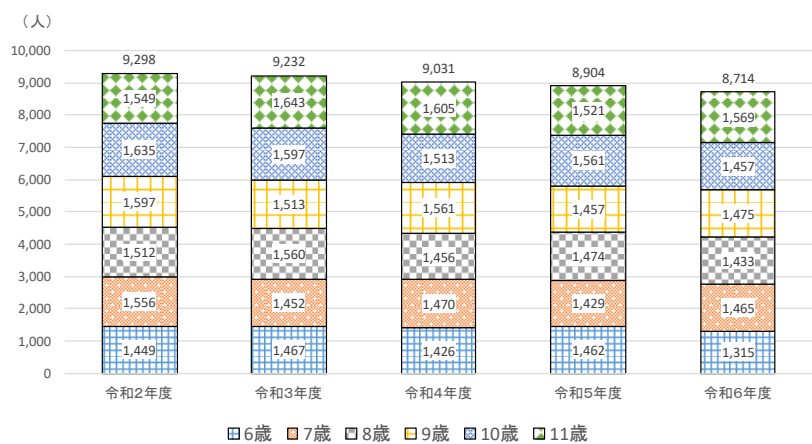
0歳～5歳児童は、出生数の減少に伴い令和2年度以降減少していくと予想され、本計画最終年の令和6年度は7,112人になると予想されます。



各年度4月1日時点

②-3 6歳～11歳児童の推計

6歳～11歳児童は、令和2年度以降減少していくと予想され、本計画最終年の令和6年度は8,714人になると予想されます。



各年度4月1日時点

2 教育保育・提供区域の設定

第一期計画時では3つの教育・保育の提供区域を設定していました。

第二期計画策定にあたって、本市の地理的状況や人口、その他社会的条件、第一期計画期間中の本市の取り組み状況等を勘案した結果、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業について、本市全域を1つの区域とすることとしました。

1) 教育・保育の実施区域

⇒ 本市全域を1つの区域とします。

2) 地域子ども・子育て支援事業の実施区域

⇒ 本市全域を1つの区域とします。

3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の考え方

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めることとなっています。

本市では、国が示す基本指針や「量の見込み」の算出等のための手引きに基づき、平成30年度に実施した「磐田市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート」の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえ、認定区分や提供区域単位で量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を定めます。

(1) 教育・保育に関する施設

確保方策に関する施設は以下のとおりです。

○幼稚園

3歳から小学校入学までの幼児に対して教育・保育を行う施設です。

○保育園

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって教育・保育を行う施設です。

○認定こども園

幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持つ施設です。市内には、幼保連携型及び幼稚園型があります。

○地域型保育事業

保育園より少人数の単位で、保育が必要な3歳未満の子どもを保育する事業です。市内には、小規模保育及び事業所内保育があります。

○認可外保育施設

児童福祉法に基づく県知事などの認可を受けていない保育施設です。児童を保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認するため、原則として県が年1回以上の立入調査を実施しており、市も同行しています。

(確保方策においては、県の立入調査結果により問題がないと判断された施設の地域枠分とします。)

(2) 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法上の事業名	本市事業
① 利用者支援事業	◇ 身近な相談窓口の整備・運営（にこっと）
② 地域子育て支援拠点事業	◇ 子育て支援センター運営事業
③ 妊婦健康診査	◇ 妊産婦健康診査
④ 乳児家庭全戸訪問事業	◇ こんにちは赤ちゃん訪問事業
⑤ 養育支援訪問事業	◇ 養育支援訪問員等による支援
⑥ 子育て短期支援事業	◇ ショートステイ事業
⑦ 子育て援助活動支援事業	◇ ファミリー・サポート・センター事業
⑧ 一時預かり事業	◇ 保育園・認定こども園等での一時預かり事業 ◇ 幼稚園での預かり保育事業
⑨ 延長保育事業	◇ 保育園・認定こども園での延長保育事業
⑩ 病児保育事業	◇ 病児・病後児保育事業
⑪ 放課後児童健全育成事業	◇ 放課後児童クラブの整備・運営

* 地域子ども・子育て支援事業のうち「⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業」は、量の見込み等を作成する事業からは対象外となっています。

* この他、「⑭放課後子ども教室推進事業」について、今後の方向性を示します。

4 幼児期の教育・保育量の見込みと提供体制の確保

①教育ニーズ：1号認定

教育を必要とする1号認定の量の見込み及び確保の方策は、過去の需要なども踏まえると、おおむね以下のように推移すると予想されます。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,855	1,789	1,746	1,572	1,510
②確保の方策（③+④+⑤）	3,814	3,792	3,752	3,752	3,752
③特定教育・保育施設 （幼稚園、認定こども園）	3,814	3,792	3,752	3,752	3,752
④特定地域型保育事業 （小規模保育事業等）	0	0	0	0	0
⑤認可外保育施設	0	0	0	0	0
差（②-①）	1,959	2,003	2,006	2,180	2,242

②保育ニーズ：2号認定

保育を必要とする2号認定の量の見込み及び確保の方策は、過去の需要なども踏まえると、おおむね以下のように推移すると予想されます。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,009	2,022	1,960	1,952	1,945
②確保の方策（③+④+⑤）	2,152	2,171	2,117	2,117	2,117
③特定教育・保育施設 （保育園、認定こども園）	2,012	2,031	1,977	1,977	1,977
④特定地域型保育事業 （小規模保育事業等）	0	0	0	0	0
⑤認可外保育施設	140	140	140	140	140
差（②-①）	143	149	157	165	172

③保育ニーズ：3号認定

保育を必要とする3号認定の量の見込み及び確保の方策は、過去の需要なども踏まえると、おおむね以下のように推移すると予想されます。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,498	1,537	1,597	1,597	1,597
②確保の方策（③+④+⑤）	1,544	1,582	1,642	1,642	1,642
③特定教育・保育施設 （保育園、認定こども園）	1,297	1,323	1,383	1,383	1,383
④特定地域型保育事業 （小規模保育事業等）	190	202	202	202	202
⑤認可外保育施設	57	57	57	57	57
差（②-①）	46	45	45	45	45

③-1：0歳児

3号認定のうち、0歳児の量の見込み及び確保の方策は、過去の需要なども踏まえると、おおむね以下のように推移すると予想されます。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	318	327	347	347	347
②確保の方策（③+④+⑤）	360	370	392	392	392
③特定教育・保育施設 （保育園、認定こども園）	319	325	347	347	347
④特定地域型保育事業 （小規模保育事業等）	35	39	39	39	39
⑤認可外保育施設	6	6	6	6	6
差（②-①）	42	43	45	45	45

③-2：1・2歳児

3号認定のうち、1・2歳児の量の見込み及び確保の方策は、過去の需要なども踏まえ、おおむね以下のように推移すると予想されます。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,180	1,210	1,250	1,250	1,250
②確保の方策（③+④+⑤）	1,184	1,212	1,250	1,250	1,250
③特定教育・保育施設 （保育園、認定こども園）	978	998	1,036	1,036	1,036
④特定地域型保育事業 （小規模保育事業等）	155	163	163	163	163
⑤認可外保育施設	51	51	51	51	51
差（②-①）	4	2	0	0	0

④0～2歳児の保育利用率

0～2歳児推計人口と3号認定の保育定員数より、0～2歳児の保育利用率はおおむね以下のように推移すると予想されます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～2歳児推計人口（人）	3,695	3,619	3,554	3,464	3,376
3号認定保育定員数（人）	1,544	1,582	1,642	1,642	1,642
保育利用率（％）	41.8	43.7	46.2	47.4	48.6

5 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保

① 利用者支援事業

【概要】

子育て家庭や妊産婦が、幼児教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本市では、「ひと・ほんの庭 にこっと」にて相談できる体制を整備していきます。

単位：箇所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の方策	1	1	1	1	1
差 (②-①)	0	0	0	0	0

② 地域子育て支援拠点（子育て支援センター）

【概要】

小学校就学前の児童とその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩みについての相談を行います。

【対象者】

小学校就学前の児童とその保護者となります。

量の見込みと確保の方策は以下ようになります。

単位：人回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	104,600	102,600	99,400	96,800	95,100
②確保の方策	104,600	102,600	99,400	96,800	95,100
(施設数)	9	配置計画による			
差 (②-①)	0	0	0	0	0

※配置計画は、令和2年度中に策定予定

③ 妊婦健康診査

【概要】

市が委託した医療機関及び助産所において、妊婦が実施した健康診断について、所定の金額を公費負担するサービスで、利用回数は、基本健康診査 14 回となります。

【対象者】

市内在住の妊婦が対象となります。

量の見込みと確保の方策は以下のようになります。

単位：人回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	16,436	16,114	15,610	15,204	14,938
②確保の方策	16,436	16,114	15,610	15,204	14,938
差 (②-①)	0	0	0	0	0

④ 乳児家庭全戸訪問

【概要】

母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、子育て支援に関する情報提供等を行うことにより、乳児家庭が地域社会から孤立することを防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。

【対象者】

生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を対象とします。

量の見込みと確保の方策は以下のようになります。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,174	1,151	1,115	1,086	1,067
②確保の方策	1,174	1,151	1,115	1,086	1,067
差 (②-①)	0	0	0	0	0

⑤ 養育支援訪問

【概要】

家庭における安定した養育が実施できるよう、養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による具体的な育児に関する支援を行い、育児上の諸問題の解決・軽減を図ります。

【対象者】

子育てに対して不安や孤立感等を抱える保護者、または虐待に至るおそれがある保護者等、リスクを抱え支援が必要であると判断される家庭（原則として市内在住者）を訪問します。

量の見込みと確保の方策は以下のようになります。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保の方策	10	10	10	10	10
差 (②-①)	0	0	0	0	0

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【概要】

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業です。

【対象者】

市内在住で18歳未満の保護者の疾病や就労の関係で養育を受けることが一時的に困難になった児童です。

量の見込みと確保の方策は以下のようになります。

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保の方策	10	10	10	10	10
差 (②-①)	0	0	0	0	0

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

【概要】

子どもを預かってほしい市民と、預かることができる市民が、会員として登録し、会員同士で援助活動を行う事業で、市がこれを援助します。

【対象者】

小学校6年生までの児童となります。

就学児の量の見込みと確保の方策は以下のようになります。

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	3,610	3,540	3,500	3,520	3,550
②確保の方策	3,610	3,540	3,500	3,520	3,550
差 (②-①)	0	0	0	0	0

⑧-1 一時預かり事業（幼稚園型）

【概要】

保護者の勤務条件や家庭の事情などにより、施設が定めた通常の利用日及び利用時間外に保育を必要とする児童に対し、保育を実施する事業です。

【対象者】

幼稚園等に入園している児童で、施設が定めた通常の利用日及び利用時間外に保育を必要としている者となります。

量の見込みと確保の方策は以下のようになります。

単位：人日

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見 込 み	①1号認定	7,803	7,517	7,260	6,886	6,749
	②2号認定	21,981	21,173	20,449	19,396	19,011
	③合計	29,784	28,690	27,709	26,282	25,760
確 保 方 策	④確保の方策	29,784	28,690	27,709	26,282	25,760
	(施設数)	25	25	25	25	25
差 (④-③)		0	0	0	0	0

⑧-2 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

【概要】

通常保育の対象とならない児童で、保護者の病気や入院・育児疲れ・冠婚葬祭等により家庭での保育が困難な児童に対する保育になります。

【対象者】

市内に住所のある小学校就学前で保育園等に未入園の児童となります。
量の見込みと確保の方策は以下のようになります。

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	7,300	7,109	6,929	6,687	6,531
②確保の方策	7,300	7,109	6,929	6,687	6,531
(施設数)	14	15	15	15	15
差 (②-①)	0	0	0	0	0

⑨ 延長保育事業

【概要】

保護者の勤務条件や家庭の事情などにより、施設が定めた通常保育時間外に保育を必要とする児童に対し、保育を実施する事業になります。

【対象者】

保育園等に入園している児童で、通常保育時間外の保育を必要としている児童となります。

量の見込みと確保の方策は以下のようになります。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,183	1,148	1,117	1,074	1,050
②確保の方策	1,183	1,148	1,117	1,074	1,050
(施設数)	18	19	21	21	21
差 (②-①)	0	0	0	0	0

⑩ 病児保育・病後児保育事業

【概要】

保護者の子育てと就労の両立を支援するため、ケガや病気の児童を一時的に専門施設においてお預かりする事業です。

【対象者】

本市に住所のある乳幼児、小学校に就学している児童及び本市の認可保育園、若しくは認定こども園に通園している乳幼児であって、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていない又はケガや病気の回復期にあり、集団保育が困難で、保護者の勤務等やむを得ない事由により家庭による保育が困難な児童となります。

量の見込みと確保の方策は以下ようになります。

単位：人日

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見 込 み	①病児保育	400	430	460	490	520
	②病後児保育	800	860	920	980	1,040
	③合計	1,200	1,290	1,380	1,470	1,560
確 保 の 方 策	④病児保育	400	430	460	490	520
	⑤病後児保育	800	860	920	980	1,040
	⑥合計	1,200	1,290	1,380	1,470	1,560
差 (⑥－③)		0	0	0	0	0

⑪ 放課後児童クラブ事業

【概要】

小学校の授業終了後や春休み、夏休み、冬休みの期間中等に、保護者が仕事などにより昼間家庭にいない児童に適切な遊びや生活の場を与えて児童の健全育成を図り、子育て支援を推進します。

【対象者】

原則として小学1～6年生の児童を対象としますが、学区によって定員があります。量の見込みと確保の方策は以下のようになります。

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見 込 み	①1年生	514	554	564	621	599
	②2年生	465	473	505	509	556
	③3年生	370	407	417	447	453
	④4年生	214	226	258	271	298
	⑤5年生	56	63	67	77	82
	⑥6年生	30	40	47	51	61
	⑦合計	1,649	1,763	1,858	1,976	2,049
確 保 方 策	⑧確保の方策	1,716	1,771	1,891	2,011	2,091
	(施設数)	51	52	55	58	60
差(⑧-⑦)		67	8	33	35	42

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

*この事業は量の見込み・確保方策を定めない事業です。

【事業概要】

・教育・保育給付認定保護者に対する日用品・文房具等に要する費用の補助

所得で生計が困難である保護者に対し、日用品・文房具その他必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。

・施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助

未移行幼稚園に通う子どものうち、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、市が定める基準に該当する保護者に対し、副食費実費徴収額の一部を助成します。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

*この事業は量の見込み・確保方策を定めない事業です。

【事業概要】

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進の調査研究や多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進するための事業です。

⑭ 放課後子ども教室推進事業

【概要】

市内の小学校において、放課後等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、児童とともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を行います。

【対象者】

市内小学校に通う6年生までの児童です。
確保の方策は以下のようになります。

単位：校

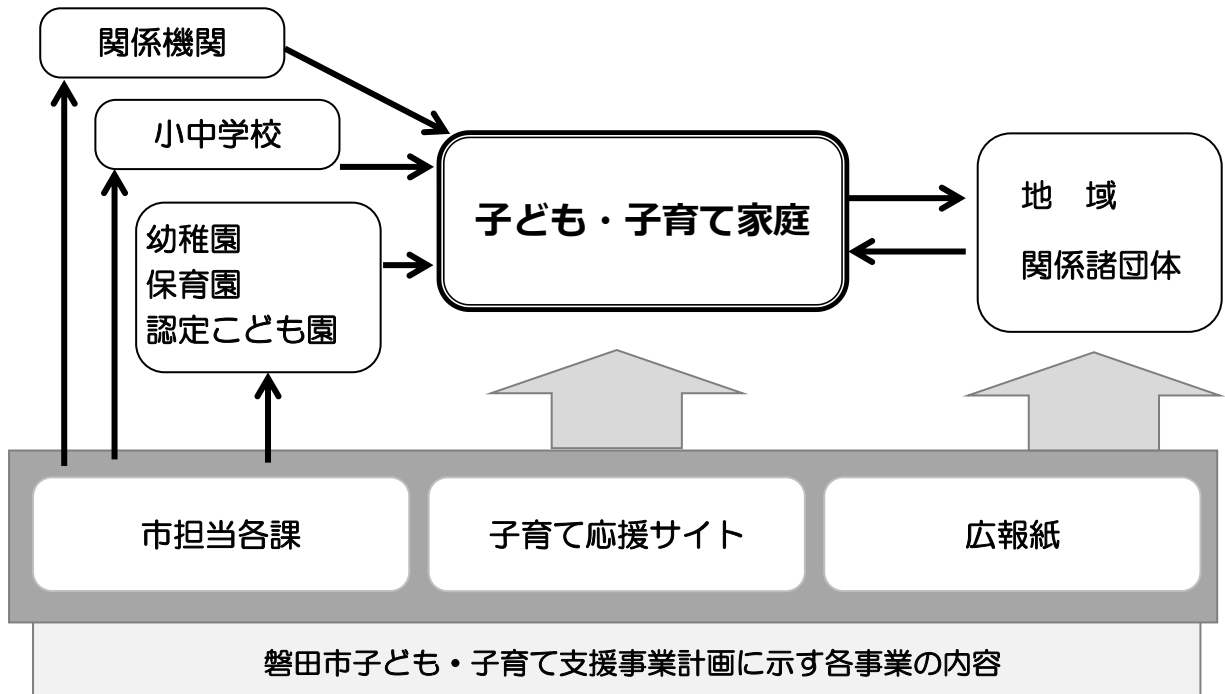
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	14	14	14	14	14
②確保の方策	14	14	14	14	14
差 (②-①)	0	0	0	0	0

第6章 計画推進に向けて

1 事業計画の周知

女性が安心して子どもを産み、子どもたちが、よりよい環境の中で健やかに育っていく「子育てのまち磐田」をつかっていくために、事業計画を着実に推進していきます。

事業計画を推進するにあたっては、子育て家庭、子育てを支援していく地域、関係機関、関係団体等への周知を図るとともに、広く市民に向け広報活動を積極的に進めていきます。



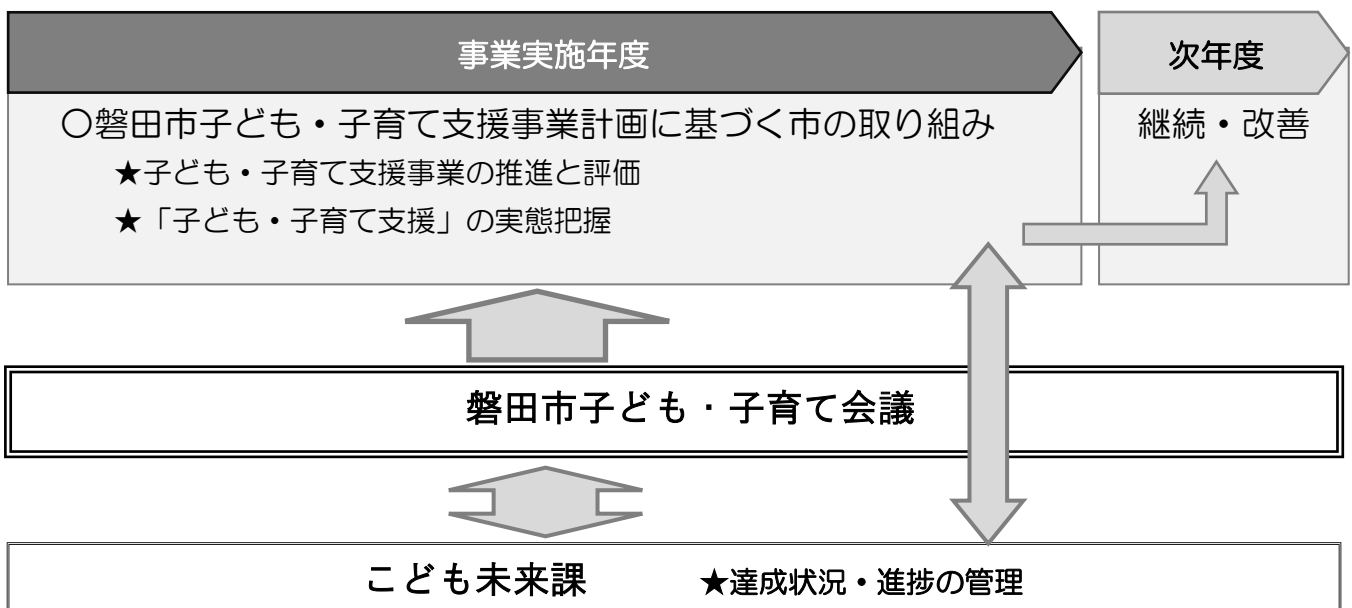
2 事業の評価と行動計画の見直し

事業計画に定められた各事業については、年度ごとに、関係各課において1年の取り組みを点検・評価し、主管課のこども未来課がその結果を集約していきます。

事業ごとの評価をもとに、必要に応じて行動計画を見直し、目標達成に努めていきます。

3 磐田市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたり、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき条例により設置した「磐田市子ども・子育て会議」において行動指針、行動計画等を審議してきました。計画推進にあたっては、同条例に基づき、「磐田市子ども・子育て会議」の意見を踏まえていきます。



資料編

1 アンケート調査結果抜粋

I 調査概要

(1) 調査目的

子育て家庭の実態や子育て支援ニーズ、子育てや少子化に関する意識等を把握することにより、今後の子育て支援施策の充実に活かすとともに、「子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とする。

(2) 調査設計

- ① 調査対象区域 : 磐田市全域
- ② 対象者 : 磐田市に住む就学前の子どもがいる 3,000 世帯
- ③ 標本数 : 3,000 人
- ④ 回収数 : 1,897 人 (回収率 63.2%)
- ⑤ 調査方法 : 郵送配布 - 郵送回収
- ⑥ アンケート期間 : 平成 30 年 12 月 8 日～平成 30 年 12 月 28 日
※ただし、平成 31 年 1 月 31 日までに回収された調査票を有効回収票として扱い、集計・分析を行いました。

(3) 調査回答者

	合計	母親	父親	その他	無回答
回答者数(人)	1,897	1,793	87	7	10
構成比(%)	100.0	94.5	4.6	0.4	0.5

(4) 調査回答者居住地の小学校区

	合計	磐田北	磐田中部	磐田西	磐田南	大藤	向笠	長野
回答者数(人)	1,897	196	133	92	130	51	28	51
構成比(%)	100	10.3	7	4.8	6.9	2.7	1.5	2.7

	岩田	田原	東部	富士見	福田	豊浜	竜洋東	竜洋西
回答者数(人)	29	65	181	110	120	16	18	65
構成比(%)	1.5	3.4	9.5	5.8	6.3	0.8	0.9	3.4

	竜洋北	豊田南	豊田北部	青城	豊田東	豊岡南	豊岡北	無回答
回答者数(人)	43	108	98	133	82	57	40	51
構成比(%)	2.3	5.7	5.2	7	4.3	3	2.1	2.7

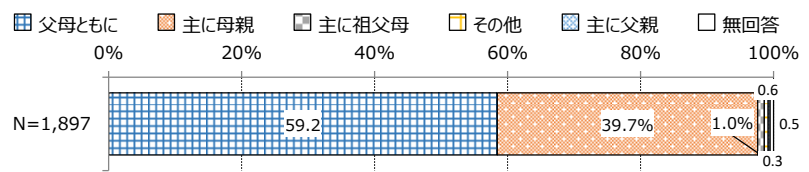
(5) 調査回答者の子どもの年齢

	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	無回答
回答者数(人)	1,897	333	319	316	299	332	277	21
構成比(%)	100	17.7	17	16.8	15.9	17.7	14.7	0.3

Ⅱ 子育てをめぐる現状と課題

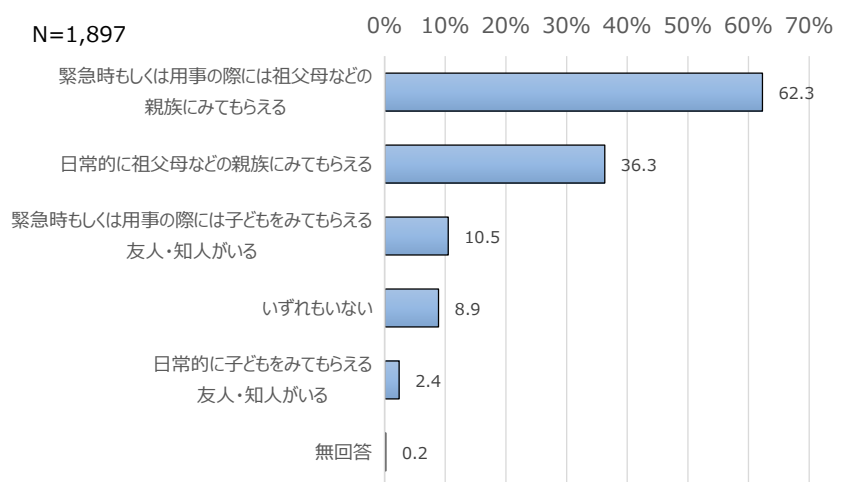
(1) 子育て家庭の状況

○子育てを主にしている者は「父母ともに」が59.2%で最も高く、「主に母親」と合わせると98.9%を占めています。

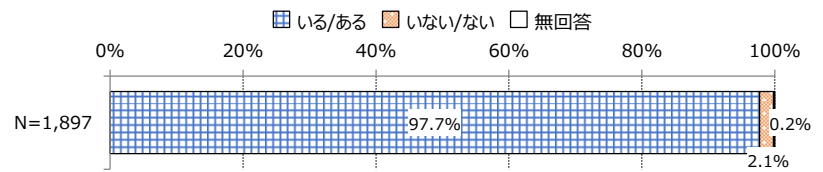


(2) 子どもの育ちをめぐる環境

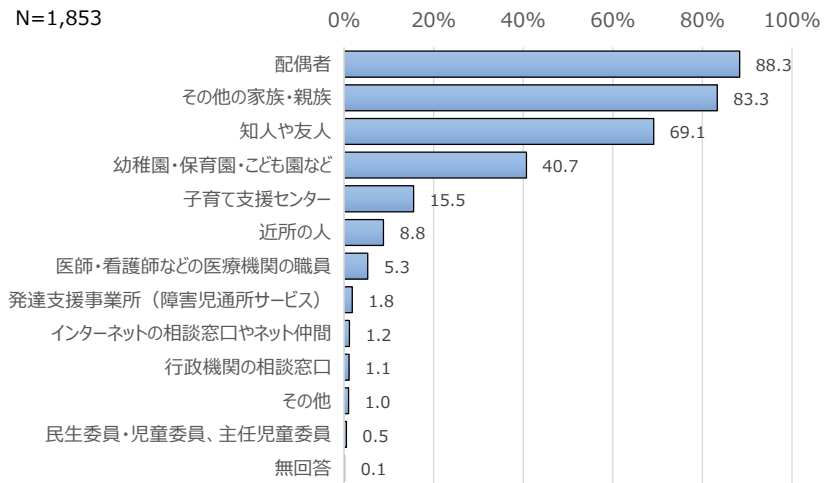
○日頃、子どもをみてもらえる人は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」が62.3%で最も多く、次いで「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」が36.3%などとなっており、祖父母等の親族に預かってもらう人が多くなっています。



○子育てについて気軽に相談できる人（場所）は、「ある」が97.7%、「ない」が2.1%となっています。



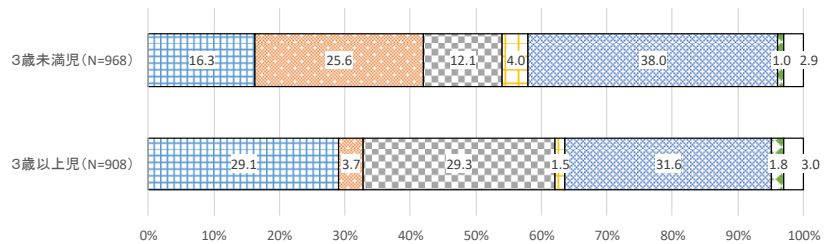
○子育てについての相談先は、「配偶者」が88.3%で最も多く、次いで「その他の家族・親族」が83.3%、「知人や友人」が69.1%などとなっており、家族・親族や友人・知人といった、比較的身近な人物に相談をする傾向が強いことが伺えます。



(3) 保護者の就労状況

① 母親の就労状況

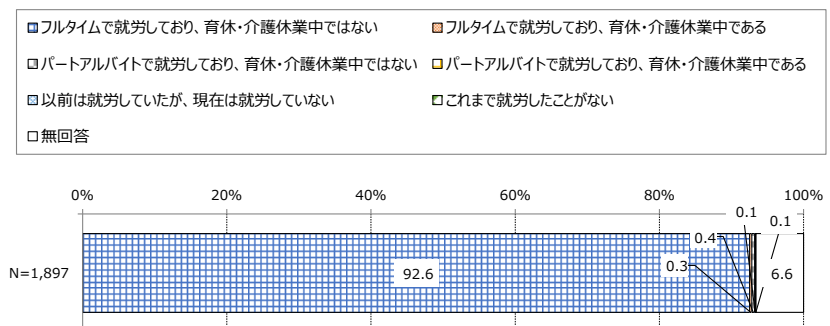
○母親の就労状況について、3歳未満児・3歳以上児ともに、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が最も多くなっています。



○産休・育休・介護休業中を含んだ『就労している』の割合をみると3歳未満児では58.0%、3歳以上児では63.6%となっています。

② 父親の就労状況

○父親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が92.6%で最も多くなっています。



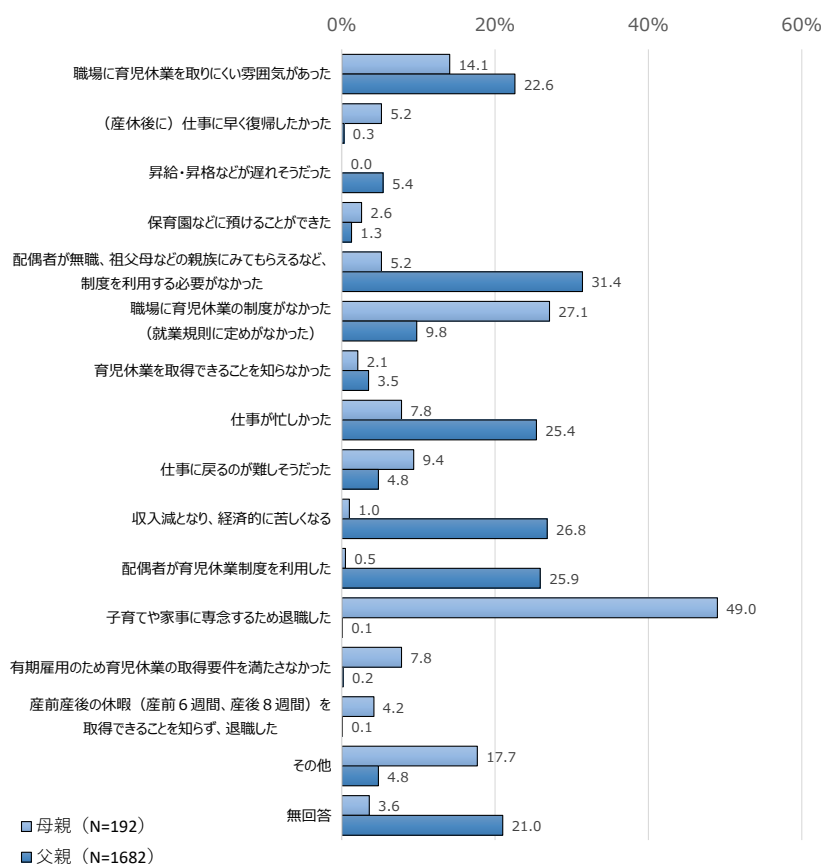
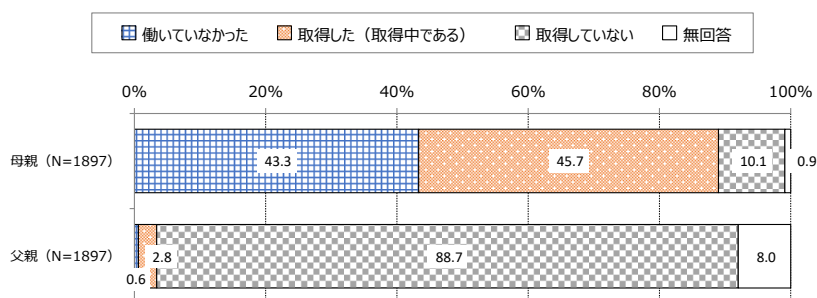
(4) 職場の両立支援制度

① 育児休業の取得状況

○ 育児休業を取得した人は、母親は 45.7%、父親は 2.8%となっています。

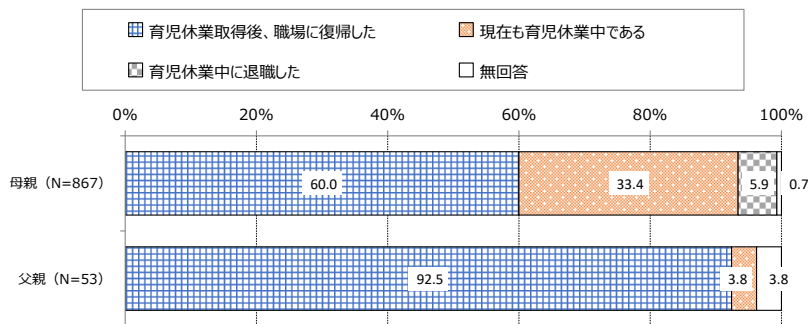
○ 育児休業を「取得していない」と回答した父親は 88.7%となっており、父親の育児休業の取得促進が求められます。

○ 育児休業を取得していない人の理由をみると、母親は「子育てや家事に専念するため退職した」が 49.0%で最も多く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が 27.1%などとなっています。父親は「配偶者が無職、祖父母などの親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が 31.4%で最も多く、次いで「収入減となり、経済的に苦しくなる」が 26.8%、「配偶者が育児休業制度を利用した」が 25.9%などとなっています。



②育児休業取得後の職場復帰状況

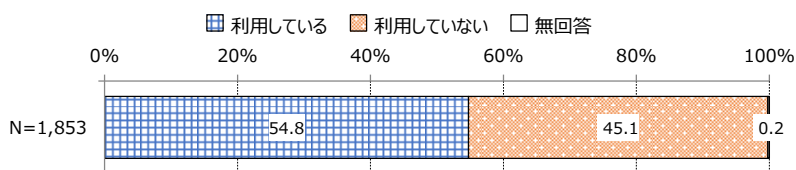
○職場復帰の状況は、「育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した母親は60.0%、父親は92.5%となっています。また、「現在も育児休業中である」と回答した母親は33.4%となっています。



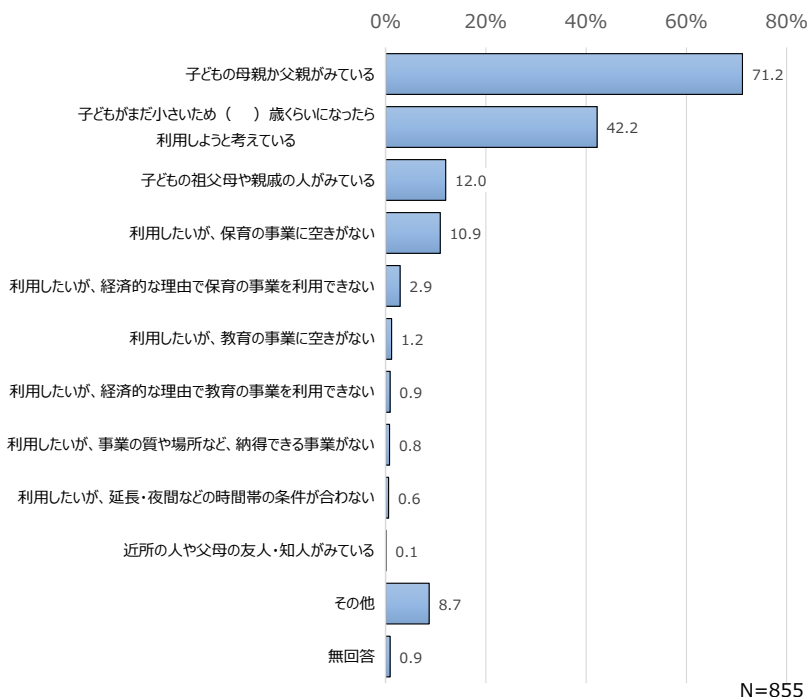
(5) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

①定期的な教育・保育の事業の利用の有無

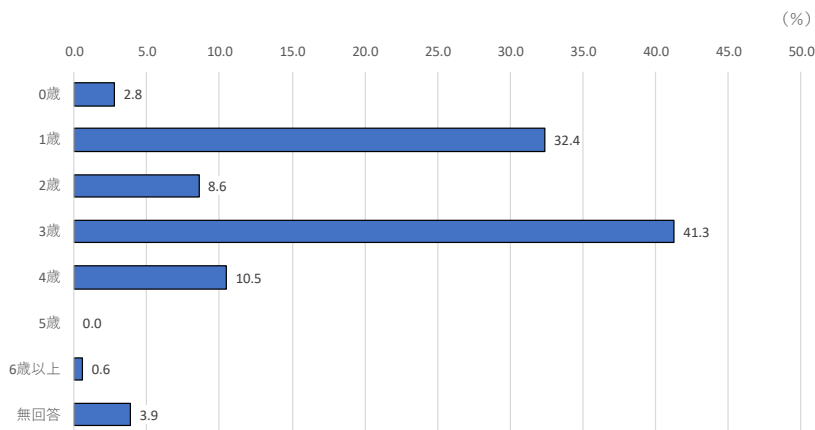
○定期的な教育・保育の事業の利用は、「利用している」が54.8%、「利用していない」が45.1%となっています。



○利用していない理由は、「子どもの母親か父親がみている」が71.2%で最も多く、次いで「子どもがまだ小さいため()歳くらいになったら利用しようと考えている」が42.2%などとなっています。

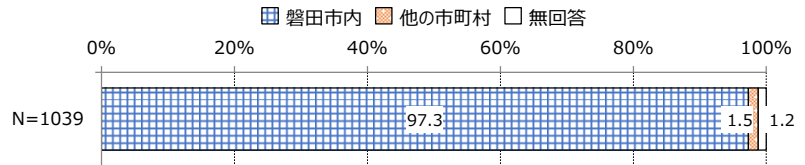


○事業の利用を開始したい子どもの年齢は、「3歳」が41.3%で最も多くなっています。

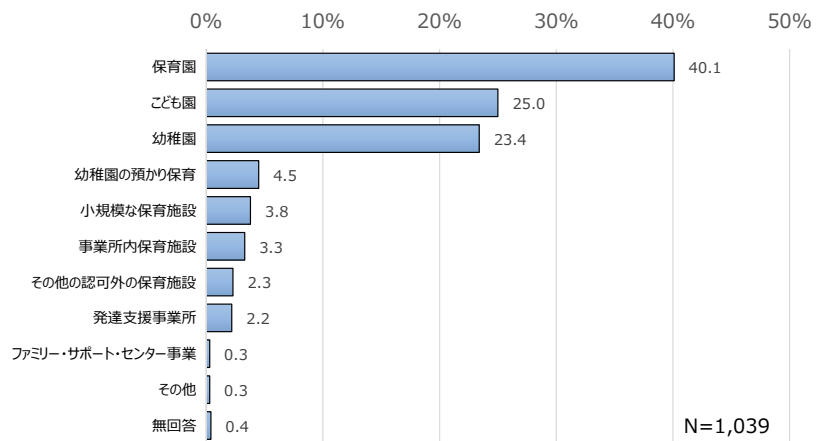


②教育・保育の事業の利用状況

○定期的な教育・保育の事業を利用している場所は、「磐田市内」が97.3%となっています。

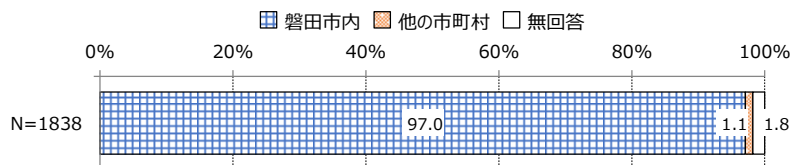


○利用している教育・保育の事業は、「保育園」が40.1%で最も多く、次いで「こども園」が25.0%、「幼稚園」が23.4%などとなっています。

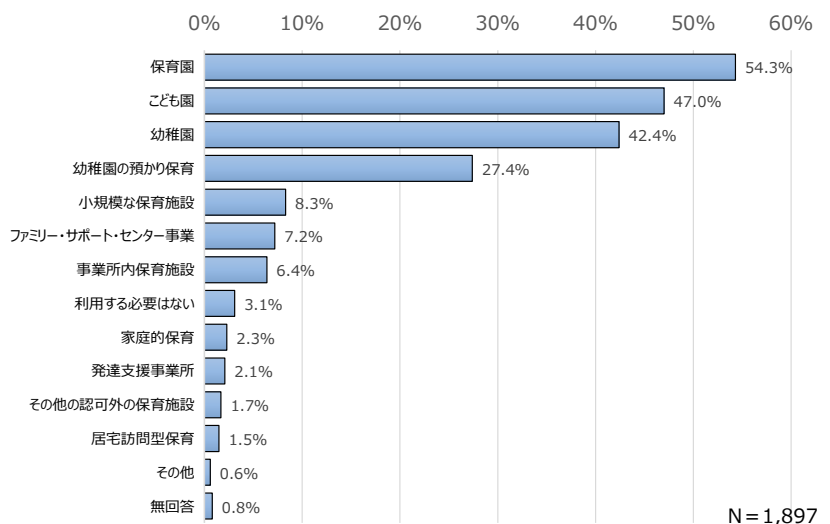


③教育・保育の事業の利用希望

○定期的な教育・保育の事業を利用したい場所は、「磐田市内」が97.0%となっています。



○利用したい教育・保育の事業は、「保育園」が54.3%で最も多く、次いで「こども園」が47.0%、「幼稚園」が42.4%、「幼稚園の預かり保育」が27.4%などとなっています。

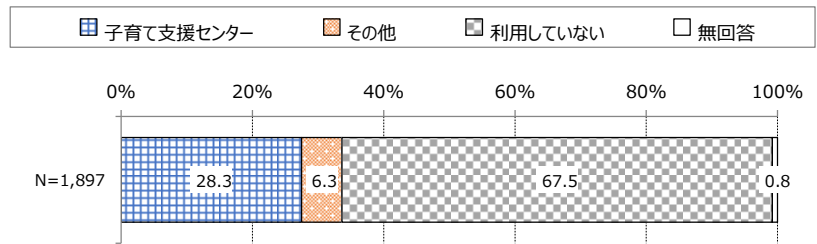


(6) 地域子育て支援拠点事業の利用状況

① 地域子育て支援拠点事業

○ 地域子育て支援拠点事業の利用状況は、「子育て支援センター」が28.3%、「その他」が6.3%となっています。

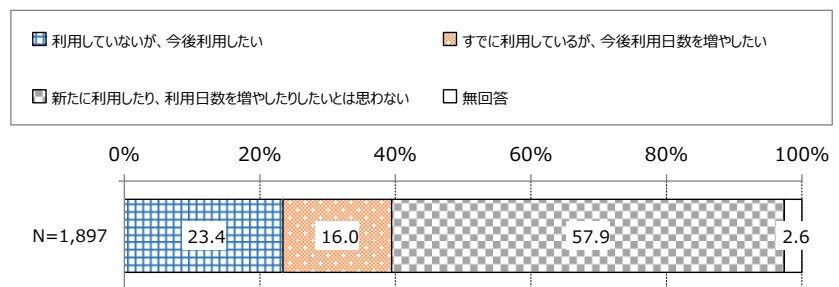
○ 地域子育て支援拠点事業を「利用していない」回答者は、67.5%となっています。



② 今後の利用意向

○ 地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向は、「利用していないが、今後利用したい」が23.4%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が16.0%となっています。

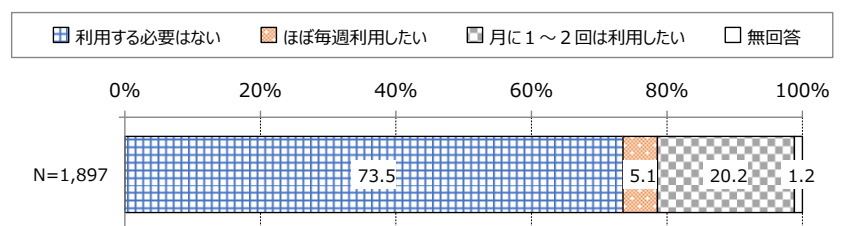
○ 一方、「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいとは思わない」は57.9%となっています。



(7) 土曜日・日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望

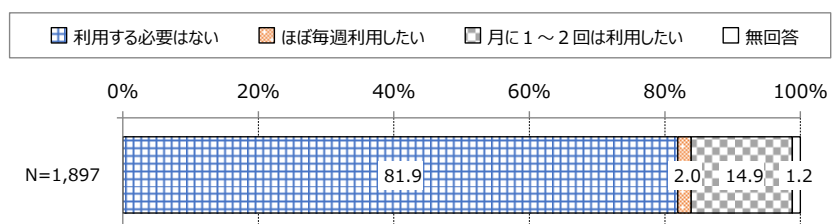
① 土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望

○ 土曜日の定期的な教育・保育事業の利用は、「利用する必要はない」が73.5%、「ほぼ毎週利用したい」が5.1%、「月に1～2回は利用したい」が20.2%となっています。



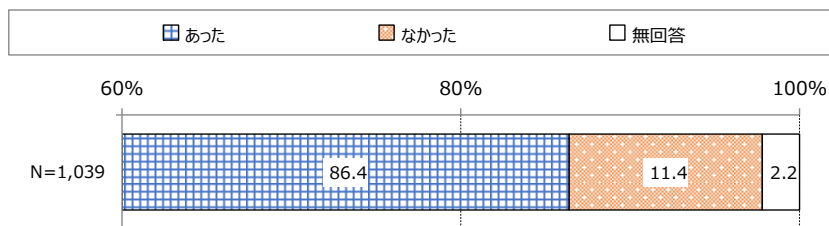
② 日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望

○ 日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用は、「利用する必要はない」が81.9%、「ほぼ毎週利用したい」が2.0%、「月に1～2回は利用したい」が14.9%となっています。

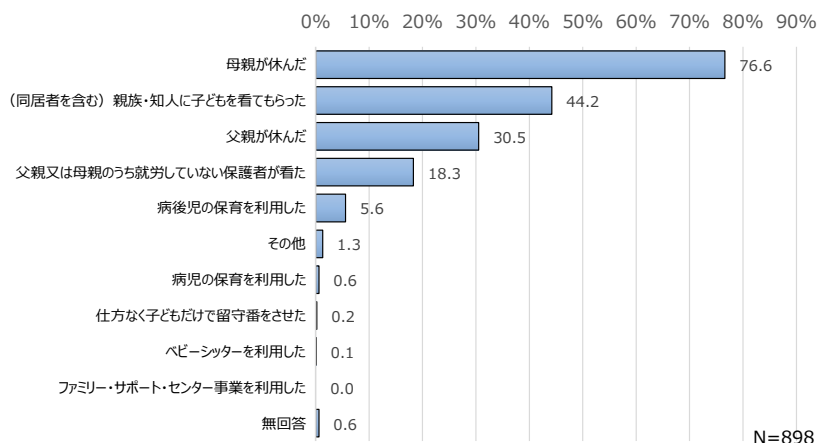


(8) 病児・病後児保育

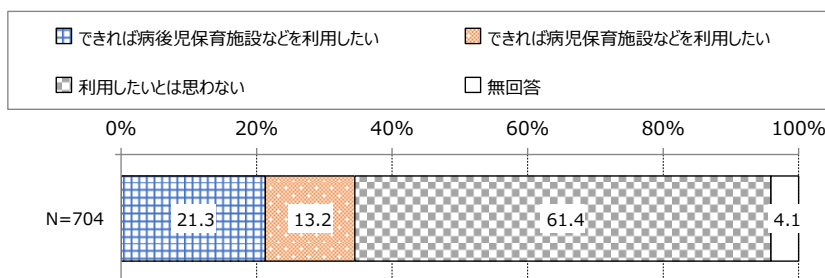
○この1年間に、子どもが病気やけがで幼稚園・保育園・こども園などを利用できなかったことは、「あった」が86.4%、「なかった」が11.4%となっています。



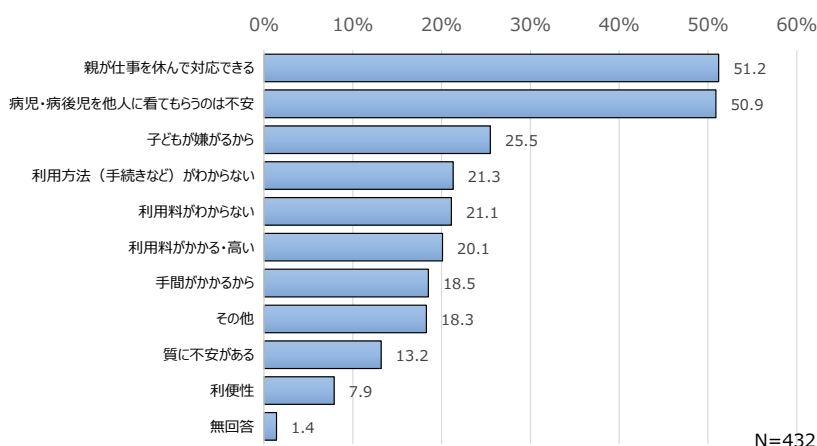
○その際の対処方法は、「母親が休んだ」が76.6%で最も多く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもを看てもらった」が44.2%。「父親が休んだ」が30.5%などとなっています。



○「できれば病児・病後児のための保育施設などを利用したい」と思ったかについて、「できれば病後児保育施設などを利用したい」が21.3%、「できれば病児保育施設などを利用したい」が13.2%、「利用したいとは思わない」が61.4%となっています。



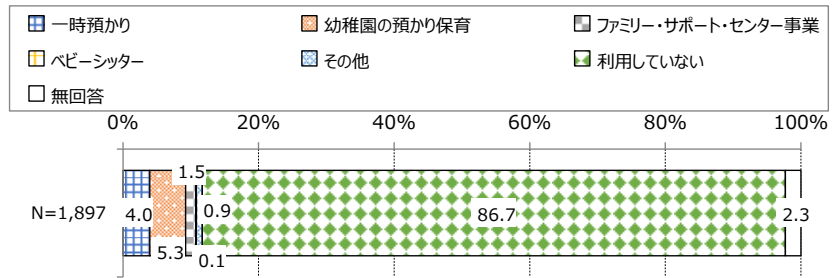
○「利用したいとは思わない」理由は、「親が仕事を休んで対応できる」が51.2%で最も多く、次いで「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が50.9%などとなっています。



(9)一時預かり

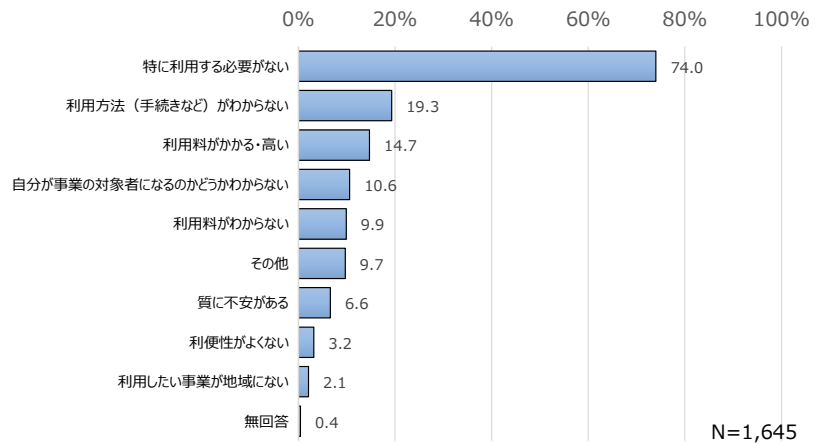
①不定期的に利用している事業の状況

- 不定期的に利用している事業は、「幼稚園の預かり保育」が5.3%、「一時預かり」が4.0%などとなっています。
- 一方、「利用していない」は86.7%となっています。



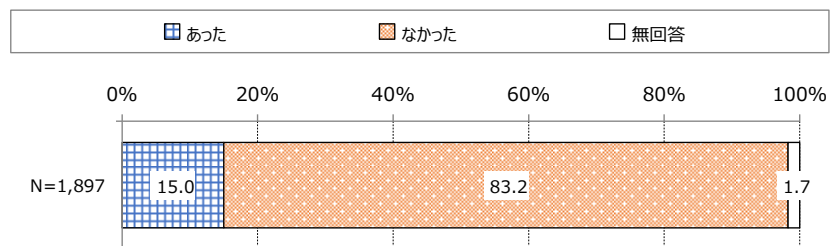
②利用していない理由

- 利用していない理由は、「特に利用する必要がない」が74.0%で最も多く、次いで「利用方法(手続きなど)がわからない」が19.3%、「利用料がかかる・高い」が14.7%などとなっています。

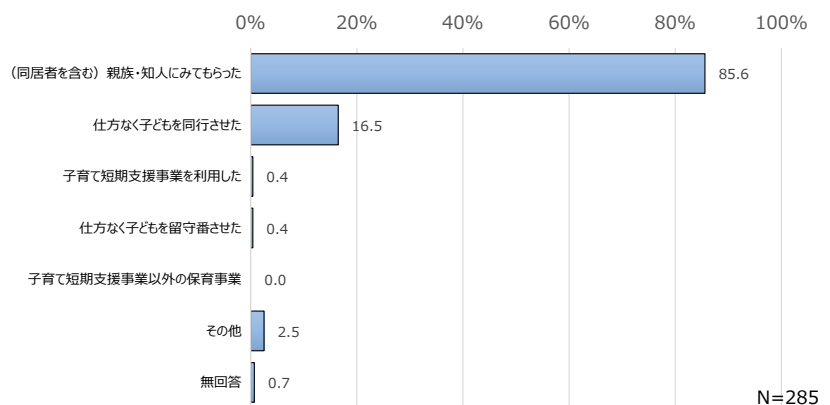


③子どもを泊まりがけで家族以外に見てもらわなければならなかったこと

- 保護者の用事(冠婚葬祭、保護者・家族の病気など)により、宛名のお子さんを泊りがけで家族以外に見てもらわなければならなかったことは、「あった」が15.0%、「なかった」83.2%となっています。



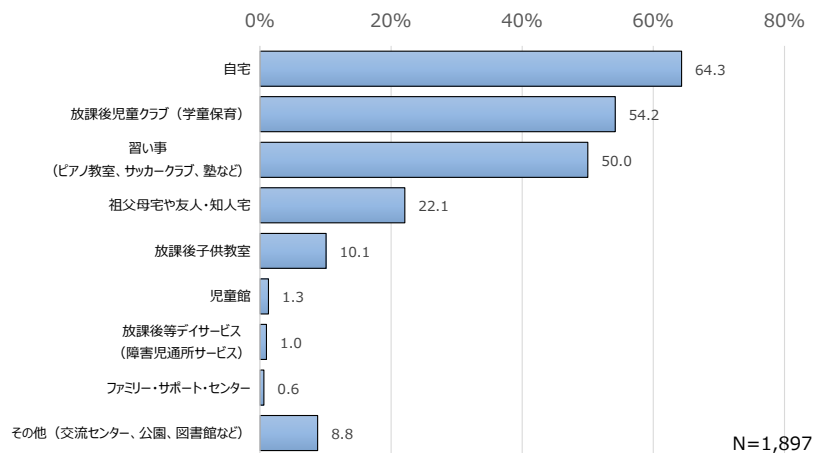
- その際の対処方法は、「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」が85.6%で最も多くなっています。



(10)放課後児童クラブ(学童保育)の利用意向

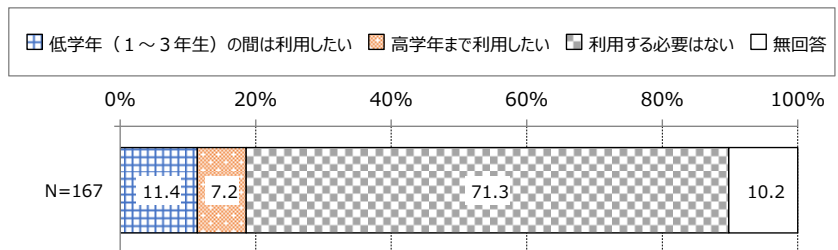
①放課後に過ごさせたい場所

○小学校就学後に放課後に過ごさせたい場所は、「自宅」が64.3%で最も多く、次いで「放課後児童クラブ(学童保育)」が54.2%、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、塾など)」が50.0%などとなっています。

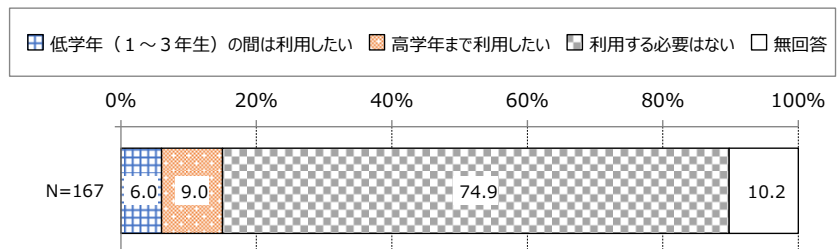


②土曜日・日曜日・祝日の放課後児童クラブ(学童保育)の利用希望

○土曜日の放課後児童クラブの利用希望は、「低学年(1~3年生)の間は利用したい」が11.4%、「高学年まで利用したい」が7.2%、「利用する必要はない」が71.3%となっています。

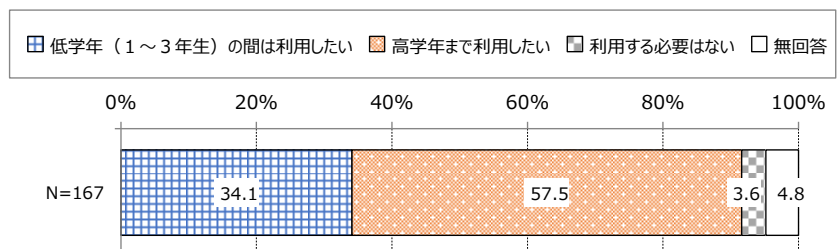


○日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用希望は、「低学年(1~3年生)の間は利用したい」が6.0%、「高学年まで利用したい」が9.0%、「利用する必要はない」が74.9%となっています。



③長期休暇中の放課後児童クラブ(学童保育)の利用希望

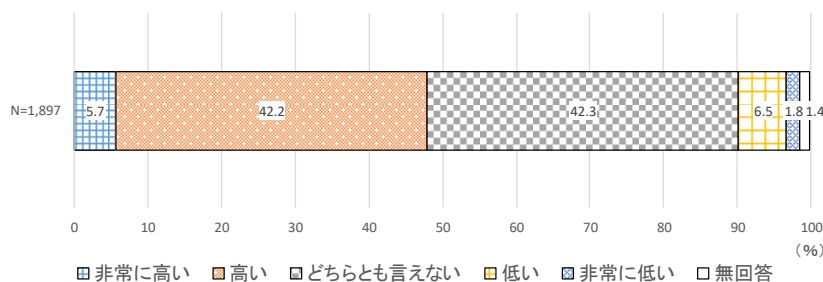
○長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望は、「低学年(1~3年生)の間は利用したい」が34.1%、「高学年まで利用したい」が57.5%、「利用する必要はない」が3.6%となっています。



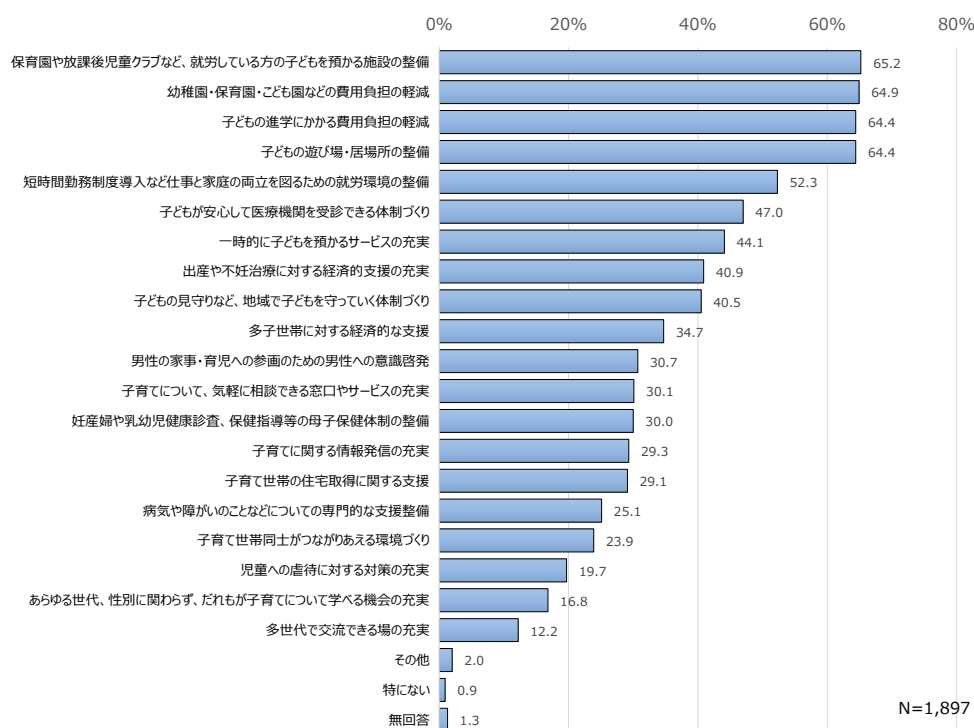
Ⅲ 子育て環境及び施策に対する思い

①磐田市の子育て環境に対する満足度

○磐田市の子育て環境に対する満足度は「非常に高い」と「高い」の合計が47.9%、「どちらとも言えない」が42.3%、「非常に低い」と「低い」の合計が8.3%となっています。



②子育てを支援するために効果の高いと考えられる施策



○子育てを支援するために効果の高いと考えられる施策は、「保育園や放課後児童クラブなど、就労している方の子どもを預かる施設の整備」が65.2%で最も多く、次いで「幼稚園・保育園・こども園などの費用負担の軽減」が64.9%、「子どもの進学にかかる費用負担の軽減」と「子どもの遊び場・居場所の整備」が64.4%などとなっています。

2 用語の解説

あ行

○ 預かり保育

教育時間終了後、夏季休業等の長期休業時に、幼稚園等で在園する子どもを預かる事業。

○ 新しい経済政策パッケージ

少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、政府は 2017 年 12 月 8 日に閣議決定された。「人づくり革命」と「生産性革命」を車の両輪としており、このうち、「人づくり革命」については、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化など、2 兆円規模の政策を盛り込み、子育て世代、子供たちに大胆に政策資源を投入することで、社会保障制度を全世代型へと改革することとした。（内閣府ホームページより）

○ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

○ いわたホットライン

携帯電話やパソコンなどのメール機能を利用して、防犯や子育て、イベントなど利用者が希望する項目を選択、登録することで、リアルタイムに情報を受け取れるサービス。

○ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業

○ オレンジリボン運動

子ども虐待防止に賛同される方が、それぞれの胸にオレンジリボンをつけることで、子ども虐待防止の意思を示し、さらに多くの人々の関心と賛同を広げていく活動。

か行

○ キャリア教育

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

○ 教育・保育施設

「認定こども園法」第 2 条第 6 項に規定する認定こども園、学校教育法第 1 条に規定する幼稚園及び児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所。

○ 合計特殊出生率

15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子どもの数に相当するもの。

〈合計特殊出生率＝（母親の年齢別出生数／年齢別女子の人口）の 15～49 歳の合計〉

○ 子育て安心プラン

25 歳から 44 歳の女性就業率の上昇や、保育の利用希望の増加が見込まれることから、2018（平成 30）年度から 2022（令和 4）年度末までに女性就業率 80%にも対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備することを掲げている。

○ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。

○ 子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」（平成 24 年法律第 65 号）、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 66 号）、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 24 年法律第 67 号）の3つの法律を指す。

○ 子どもの貧困対策に関する大綱

平成 26 年 1 月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、子供の貧困対策の意義を踏まえ、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進するために策定された大綱。

○ コミュニティ・スクール

地方教育行政の組織及び運営に関する法律により定められた、保護者や地域のニーズを反映させるために、地域住民が学校運営に参画できるようにする仕組みや考え方を有する形態の学校。

さ行

○ 事業所内保育施設

事業所内の施設等において、自社の従業員の子どもと一定以上の地域の子どもを預かる保育事業施設。

○ 自然動態

一定期間における出生・死亡に伴う人口の動き。

○ 社会動態

一定期間における転入・転出に伴う人口の動き。

○ 小規模保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。

○ 食育

食品の安全性への不信感や、生活習慣病の増加などを背景に、食材や食習慣、食文化、栄養などに関する理解を深めるなど、食を通じて身体や心の健康を育むこと。

○ 人口ピラミッド

人口の男女別・年齢別構成を比較する場合に用いられるもので、0歳を基底にし、順次高年齢を上へピラミッドのように積上げたグラフのこと。

人口ピラミッドはその形によって「富士山型」、「つりがね型」、「つぼ型」などの種類がある。

人口ピラミッドの「つぼ型」とは、高年齢層の割合が高く、低年齢層の割合が低い形の事で、少子高齢化の状態を表しており、出生率よりも高齢者を中心にした死亡率の方が上回って、将来人口が減少していくことが予想される。

○ 新・放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、①放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備、②全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す、③両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す、④子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る、の4つを目標としたプラン。

○ スクールソーシャルワーカー

いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家。

た行

○ 多文化交流センター

子育て中の親子が集う場・市民の交流の場の提供、生活・育児等に関する相談・情報提供、子どもたちの学習支援などを行う。

○ 地域型保育事業

0～2歳児を対象とした、定員が19人以下の保育事業。小規模保育事業(6～19人)、事業所内保育事業等がある。

○ 特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

○ DV(ドメスティック・バイオレンス)

ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者間や恋人等、通常「親密」と考えられている男女間で起こる身体的・精神的暴力。また、これが引き起こす家族や親族への身体的・精神的暴力。

な行

○ ニッポン一億総活躍プラン

我が国の構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けて、平成28年6月2日に閣議決定された。

○ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

○ 認可外保育施設

保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての県知事の認可を受けていないもの(保育事業の実施には県知事への届出が義務づけられている)。

○ 認可保育園

保育所のうち、国が定めた児童福祉施設の設備および運営に関する基準を守り、県知事に認可を受けているもの。

○ 認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）。

認定こども園は、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行い幼稚園と保育所の両方の役割を果たすことができる施設。

○ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

は行

○ 働き方改革実行計画

「ニッポン一億総活躍プラン」において、一億総活躍社会に向けた最大のチャレンジと位置付けられた働き方改革については、働き方改革の実現を目的とする実行計画の策定等に係る審議に資するため、2016年9月より、内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」が開催された。時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現などによる非正規雇用の処遇改善等をテーマに討議が行われ、2017年3月に「働き方改革実行計画」が取りまとめられた。

○ 病後児保育

病気が回復期にある子どもを保育する事業。

○ 病児保育

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業。

○ ファミリーサポートセンター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

○ 放課後子供教室

地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できる。

○ 放課後児童クラブ（学童保育）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の子どもに対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

や行

○ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

○ 要保護児童等対策協議会

平成 16 年の児童福祉法改正に伴い法的に位置づけられた、虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童に関する情報の交換や支援を行うために、協議を行う場。

ら行

○ 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

○ 労働力率

生産年齢人口に占める労働力人口の比率。

※労働力人口：生産年齢人口（満一五歳以上）のうち、労働の意思と能力をもつ者の人口。就業者（休業者も含む）と完全失業者の合計

わ行

○ ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを表す。

